

# 令和3年3月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和3年3月5日 金曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長 補 佐	川 村 崇	臣
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 新年度予算施策等の説明
- 第5 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和3年3月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、炭谷猛議員及び水谷末義議員を指名いたします。

**議 長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております、会期日程案のとおり、本日から3月24日までの20日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの20日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議 長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

**議 長** 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る、1月26日に本町において長崎県町村議会議長会が開催をされ、令和2年8月から令和3年1月までの会務報告のほか、2月12日に予定されていた定期総会に係る議案等の協議を行っております。

次に、2月12日に長崎県後期高齢者医療広域連合議会 令和3年第1回定例会が長崎市で開催をされ、令和3年度の各会計の補正予算、条例の一部改正、令和3年度各会計予算を決定し、閉会をいたしました。

同日、第72回長崎県町村議会議長会定期総会が開催されております。総会に先立ち、自治功労者への表彰伝達が行われました。

その後、議事に入り、令和3年度事業計画並びに予算の決定と総会決議を

行っております。

次に、2月26日に長崎県町村議会議長会議が長崎市で開催され、現事務局長の退職の報告と次期事務局長の選任について協議検討をし、閉会をしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が12月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他、配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、12月実施分、1月実施分、2月実施分及び令和2年度定期監査及び指定管理者監査報告書が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願いいたします。以上で、私からの諸般の報告を終わります。

(10:03)

**議 長** 次に、日程第4「新年度施策等の説明」を行います。

町長から、行政報告並びに町政運営の所信と新年度予算の概要について、「令和3年度施策等に関する町長説明書」を基にした説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。本日ここに、令和3年3月川棚町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜わり、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、まず2つの事項について行政報告をさせていただきます。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本町における1例目の感染者が昨年11月24日に確認され、その後も年末にかけて、県内並びに近隣の市・町においても感染者が発生していたことから、感染拡大防止を図るため、やむを得ず、消防出初式や成人式を中止としたところであります。また、長崎県においては、12月25日以降、新たなクラスター発生等により過去最多の感染者が確認されたことから、1月6日に県内の感染段階ステージを「ステージ3」から「ステージ4」に引き上げるとともに、県下全域に特別警戒警報が発令をされたところであります。さらに、この特別警戒警報は継続されるとともに、1月20日から2月7日まで、午前8時以降も営業している飲食店等に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る営業時間

短縮要請が行われたところであり、本町におきましても、これに対して取組を行ってきたところでもあります。その後、2月に入り県内の感染者が減少したため、感染段階ステージは徐々に引き下げられ、2月27日から県内全域が「ステージ1」となったところでもあります。本町におきましては、1月22日に5例目の感染者が確認されて以後、約ひと月余りにわたり新たな感染者の発生がなく推移しておりましたが、去る2月26日に6例目の感染者が確認されたところでもあります。改めて、新型コロナウイルス感染症の収束の困難さを思い知ったところであり、引き続き、油断することなく感染防止に努めてまいる所存であります。

2つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、その流行の長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済全体にも極めて大きな被害を及ぼしており、その収束を図るため、国主導のもと、国民へのワクチン接種の円滑な実施が要請されているところでもあります。このワクチン接種は、原則として住民票所在地の市町村において行うこととされており、市町村に対して住民に対する接種体制の構築が要請されているものであります。本町におきましては、2月15日の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、ワクチン接種対策チームの設置を決定し、健康推進課長をチーム長として、健康推進課のほか、総務課、新庁舎建設室、住民福祉課、建設課、教育委員会により対策チームを編成し、接種開始に向けて準備を開始したところでもあります。取組の内容につきましては、本定例会の一般質問においてもご質問をいただいておりますので、詳しくはその際にご説明いたしますが、一日も早く町民の皆さまの接種が完了するよう、地元医師会に協力をいただきながら、総力を挙げて取り組んでまいる所存であります。以上、2点について、行政報告とさせていただきます。

次に、令和3年度の各会計予算をはじめ、人事案件並びに条例の一部改正、その他の議案をご審議いただくに当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、新年度施策についての説明を申し上げます。

我が国の景気につきましては、1月の月例経済報告においては、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる」とされております。また、長崎県内の経済につきまし

では、「感染症の影響により、厳しい状況にある中、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている」とされているほか、「有効求人倍率は上昇しているものの、感染症の影響により弱い動きとなっている」とのことです。このような中、地方財政の指針となる令和3年度地方財政計画が、1月29日閣議決定の上、国会に提出され、その内容が一般に公表されましたので、こうした状況を踏まえて、本町の令和3年度一般会計予算及び特別会計予算を編成したところであります。

一般会計予算の編成に当たりましては、歳入の主要財源である町税収入が新型コロナウイルス感染症などの影響で減少するものの、地方交付税、臨時財政対策債が同額又は前年度をやや上回るという状況ではありますが、歳出において、総務費、民生費、衛生費及び土木費の増加などにより多額の財源不足が生じたので、やむを得ず基金繰入金で対応するという大変厳しい予算編成となっております。また、全国的にまん延している新型コロナウイルス感染症につきましては、その対策を地方創生臨時交付金などを活用して積極的に取り組んでまいりましたが、この度、国の施策としてワクチン接種が全国的に進められることとなったところであります。そこで、本町におきましても3年度予算にその経費を計上しているところであり、今後、医師会の先生方のご協力をいただきながら、より多くの対象者に1日でも早く接種できるよう、総力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

次に、新庁舎建設についてであります。本年10月末完成を目指して順調に進めており、3年度予算には、建設費のほか新庁舎への移転に要する経費、什器類の購入経費、イントラシステム及び職員用パソコンの更新経費、別館の改修費などを計上したところであり、来年1月には新庁舎において業務を開始したいとこのように考えているところであります。

令和3年度におきましても、新たなまちづくりの指針を定めた「第5次川棚町総合計画後期基本計画」並びに「第2期川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、両計画の整合性を図りながら、まちづくりの将来像である、「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現を目指すために、限られた財源の中、最大限の効果が得られるよう、予算編成を行ったところであります。これらの予算の執行に当たりましては、議会のご理解と協力のもと、町民の皆様のご意見やご要望をお聴きしながら、各分野における諸施策を力強

く展開してまいる所存であります。

それでは、令和3年度の主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿ってご説明を申し上げます。

1つ目、健やかで安心して暮らせるまちづくり。

福祉関係事業につきましては、高齢者等の皆様が、住み慣れた地域において元気で安心して生活できるよう、「地域見守りネットワーク体制」の構築や「高齢者等見守り活動パートナーシップ事業」の実施など、見守り体制の充実を図るとともに、災害発生時に適切な支援が行えるよう自主防災組織の育成に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

子育て支援の施策につきましては、第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画の基本理念であります「川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちをめざして」のもと、各種子育て支援や教育・保育サービスの充実を図ります。また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、関係機関と連携して切れ目ない支援を行ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法の理念である、地域社会における共生の実現に向けて、各種障がい福祉サービスを提供し、支援の充実を図ることといたしております。

保健・医療環境につきましては、まずは新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に全力で取り組むとともに、新たにロタウイルス感染症予防接種を加え、各種予防接種事業等に取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の疾病等に関して必要な保険給付を行うとともに、健康の保持増進のための各種事業を積極的に展開してまいります。特に、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等の各種検診事業において疾病の早期発見・早期治療に努めてまいります。また、安定的な国保財政の運営を図るため、財政運営の主体となる県と連携をして取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、これまで同様、安定的な運営に努めるとともに、第7期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指し、事業を展開してまいります。

2つ目、快適で安全な暮らしを支えるまちづくり。



交通・情報ネットワークの整備につきましては、幹線道路や生活道路の整備が重要であり、引き続き町道上組西部線歩道設置事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して、また、町道新谷三反間線改良事業及び町道馬場線改良事業は、地方創生道整備推進交付金を活用して実施することといたしております。

地域高規格道路「東彼杵道路」につきましては、平成6年に候補路線に指定されて以降、長く進展は見られませんでした。この度、九州地方整備局において、東彼杵道路第1回九州地方小委員会が開催され、概略ルートや構造の検討など、いわゆる計画段階評価に着手をされたところでもあります。今後、沿線地域等へのヒアリングやアンケートなどにより、地域の意見聴取が行われることとなっております。本町といたしましては、計画段階評価の業務に協力をするとともに、建設の実現に向けて県や関係市町と連携を図りながら、引き続き国に対して要望活動を行ってまいります。

公共下水道の整備につきましては、事業認可区域内の惣津地区の一部において、污水管渠工事を進めてまいります。

町営住宅の住環境の質の向上を図るための、新町団地屋根外壁長寿命化改修事業につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し計画的に実施をしてまいります。

県営事業であります川棚港に係る環境整備事業、川棚港白石地区の港湾改修事業並びに平島・下百津地区における海岸自然災害防止事業についても、地元負担金を予算計上するとともに、早期完成を県に要望してまいりたいと考えております。

消防に関しては、施設・装備を充実させ、消防団員の活動における安全確保や、機動性の向上を図るよう取り組んでまいります。

防災に関しては、近年、全国的に大きな自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、本町におきましても毎年のように台風や豪雨による災害が発生していることから川棚町地域防災計画書の全面的な見直しを行い、防災対策に万全を期すよう努めてまいります。また、役場庁舎は災害時の防災拠点として町民の安全を守る大きな役割を持っていることから、現在進めている新庁舎建設工事においては、庁舎の耐震性能を確保するとともに、防災拠点として災害時においても機動的かつ継続的に対応できるよう庁舎機能の充実

を図ることといたしております。

3つ目、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり。

豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりを推進するためには、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めてまいります。

学校教育におきましては、スーパーバイザーの活用による学校活性化事業やサポートティーチャー、特別支援教育支援員、心の教室相談員の配置について継続し、支援を必要とする児童・生徒の増加に対応した人員配置を行い、一人ひとりの適性に応じたきめ細かな支援を行うとともに、家庭と学校との橋渡しや調整役として、スクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児童・生徒の支援に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の振興につきましては、2年度に開催予定でありましたボールゲームフェスタが新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、この度、改めて3年度中に本町で開催することが決定したところであります。このイベントは、日本トップリーグ連携機構が主催する地域密着型のスポーツイベントで、運動の楽しさや技術を指導するとともに、運動を通じて親子のコミュニケーションを図るほか、参加者同士の触れ合いを通して、体を動かす楽しさを体験しながら、基本的な技術の習得や、技術力をアップさせる機会を提供するものであり、次世代の子どもたちのスポーツライフを支援してまいります。

4つ目、活力とにぎわいのあるまちづくり。

活力とにぎわいのあるまちづくりにつきましては、農林水産業、商工業、観光等のそれぞれの分野において振興を図ることが重要であります。

農業につきましては、農業・農村の有する多面的機能の維持を図り、農地中間管理事業について、農業委員会と連携して農地中間管理機構への農地集積・集約を進めるとともに、耕作放棄地の解消対策及び新規就農者の確保・支援に努めてまいります。

林業につきましても、意欲と能力のある林業経営者への集積・集約を図るとともに、森林の適正な管理を支援し、森林環境譲与税を有効に活用することにより森林資源の保全に努めてまいります。

県営事業の基幹農道川棚西部地区につきましては、事業の進捗を図るため

農山漁村地域整備交付金事業から地方創生道整備推進交付金事業へ見直しを図られ、財源が確保されましたので、これにつきましても地元負担金を予算計上するとともに、令和6年度完成を目指して、工事実施に係る地元説明会等の支援を行ってまいります。

水産業の振興につきましては、大村湾漁協が行う密漁監視や栽培漁業など資源管理の取り組みを支援してまいります。

商工業の振興につきましては、川棚町の「顔」である駅前商店街などの空き店舗を解消するため、出店希望者を支援するとともに、商店街の活性化のためのイベント等に、引き続き支援を行ってまいります。

観光につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事と余暇を両立させるワーケーションの普及や、移動手段の多様化が見込まれることから、新たな旅の形としてキャンピングカーを活用した川棚周遊観光の実証事業を実施することといたしております。また、本町への観光誘致を進めるため、博多駅のメインコンコースに設置されたデジタルサイネージにPR広告を掲出し、交流人口の拡大を図ります。

5つ目、住民と行政がともに歩むまちづくり。

協働によるまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要であり、地区や団体の要望を受け、協働のまちづくり懇談会を実施することにしておりますが、今後も積極的に開催してまいります。

広域行政の推進につきましては、西九州させば広域都市圏の連携事業において、新型コロナウイルス感染症の影響で若干の足踏みがみられますが、引き続き圏域の活性化のために積極的に取り組んでまいります。

次に、石木ダム建設について。

石木ダム建設事業につきましては、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消などを目的として進められているところであります。これまで、起業者において、地域の皆様方に対し説明がなされてきましたが、残念ながら一部の地権者の方について、まだご協力をいただいていない状況であります。現在、工事現場では反対住民の方々の座込みの中、安全を確保しながら付替県道工事などが進められているところであります。こうした中において、昨年7月の梅雨前線に伴う豪雨により、九州の広い範囲で

自然災害が発生しており、特に川棚町におきましては過去に大きな水害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であります。川棚川下流域には多くの町民の皆様方がお住まいであり、住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の責務でありますので、今後とも事業の推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって取り組んでまいります。

続きまして、令和3年度予算の概要についてご説明をいたします。

一般会計予算につきましては、前年度比7.6パーセント増の総額72億7,300万円といたしております。

歳入の主なものとしては、1款町税は、新型コロナウイルス感染症などの影響により町民税及び固定資産税の減少を見込み、1,087万円減の12億3,524万円といたしております。

10款地方交付税は、これまでの交付実績を基に、前年度当初予算よりも4,900万円増の20億1,900万円と見込み、計上いたしております。

18款繰入金は、財源不足を補うため基金繰入金の増額を行い、前年度よりも1億5,431万円増の4億9,767万円を計上いたしております。

21款町債は、新庁舎建設工事に充てる公共施設等適正管理推進事業債の大幅な増加により、前年度より2億7,720万円増の12億5,730万円を計上いたしております。

また、歳出の主なものとしては、2款総務費は、前年度よりも5億1,908万円増の17億3,326万円を計上しており、増加の主な要因としては、新庁舎建設費が前年度よりも4億9,877万円増加したことによるもので、本年10月末の完成を目指してまいります。

4款衛生費は、前年度よりも1億5,979万円増の6億148万円を計上しており、大きな増加となっておりますが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に要する経費を計上したことと、東彼地区保健福祉組合分担金の増額が主な要因であります。

8款土木費は、前年度よりも1,759万円増の7億8,363万円で、新谷地区の急傾斜地崩壊対策事業に要する経費を計上したことが主な要因であります。以上が、令和3年度の一般会計予算の概要であります。

なお、一般会計並びに特別会計の予算額は、別表のとおりであります。

結びに、令和3年度におきましても町民の皆さまの福祉の向上のために尽力するとともに、総合計画で掲げた「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現と、総合戦略において掲げた諸施策の実施に当たり、最大限に効果をあげ、人口減少に歯止めがかかるよう、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、町政運営についての所信と、令和3年度予算の概要等についての説明とさせていただきます。

次に、本定例会において、ご審議をお願いする案件は、人事案件1件、専決処分の承認1件、令和2年度一般会計補正予算（第9回）のほか5つの特別会計補正予算、条例の一部改正8件、令和3年度の一般会計予算のほか6つの特別会計予算、その他1件となっており、提案件数は全部で24件でございます。

それぞれの議案の内容につきましては、ご提案の都度説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** これにて新年度施策等の説明を終わります。

( 1 0 : 3 6 )

**議**            **長** 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は7人であります。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、山口隆議員。

**6 番 山 口** おはようございます。議席番号6番、山口隆でございます。

通告文にしたがって町長に質問をいたします。

新型コロナワクチン接種について。

新型コロナウイルス感染症で多くの方々が亡くなられ、また、感染により入院を余儀なくされている方々へ、この場を借りてお悔やみ並びにお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症については、昨年末からの第3波に伴う緊急事態宣言が11都府県で発出され、本県では長崎市で県独自の緊急事態宣言が、またそれ以外の県内全域では特別警戒警報が発出され、不要不急の外出自粛や飲食店等へ営業時間短縮の要請が出されるなど、その収束は先行

き不透明であります。そして、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての有効な手立てとして、ワクチン接種が政府の施策として進められております。その業務は、ワクチンの確保、保管、配送などは政府が、そして接種は自治体の実施することになっております。ワクチン接種の時期、方法等についてはまだ不確定な部分もありますが、各自治体では接種に向けての準備が本格化しているところがございます。本町でも、昨年11月以降新型コロナウイルス感染者が発生し、町民はワクチン接種への期待と接種の時期、方法、副反応等への不安があるものと思われまます。

本町では、ワクチン接種にどのように取り組み実施するのか、以下の点について尋ねます。

- 1 番、接種の時期、手順、方法は。
  - 2 番目、対象者は何名くらいか。
  - 3 番目、ワクチン接種の体制（行政の体制）は。
  - 4 番目、接種の医療体制（医師・看護師等の確保）は。
  - 5 点目、副反応への対応は。
- 以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員の新型コロナウイルスワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、先月から県内において医療従事者に先行接種が行われておりますが、65歳以上の高齢者につきましては、厚生労働大臣の指示のもと都道府県知事の協力を得て市町村が実施する旨示されているところであり、そこで本町におきましても、健康推進課長を中心に対策チームを立ち上げ準備を進めているところではありますが、国におけるワクチンの確保、配分が、いまだ流動的であり、したがって現時点における対策等についてお答えをいたします。

まず①の接種時期についてのご質問でございますが、これまで本町では4月7日からの接種開始に向け準備を進めてきておりましたが、先月24日の河野太郎新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣の会見を受け、5月1日以降の接種開始に向け、現在川棚町医師会との協議を行っているところであります。大臣の会見の内容は「ファイザー社製ワクチンの供給が4月は限定

的になること。65歳以上の高齢者に対する優先接種については4月26日の週から全国全ての市町村に行き渡る数量のワクチンの配送を行うこととした」とのことであり、4月中にはワクチンの安定的な確保が難しいと、このように判断したためであります。また、曜日・時間につきましては、毎週水曜、木曜、土曜日の午後2時から6時までの4時間を予定いたしております。手順につきましては、まず優先接種対象者であります65歳以上の方に対しまして、接種券及び予約の案内文書を送付をいたします。その後、予約専用ダイヤルを設け予約の受付を行い、予約が完了した方から予約の完了通知及び予診票の送付を行い接種開始となります。接種の方法につきましては、集団接種により行うこととしていますが、高齢者福祉施設等での巡回接種につきましても検討していきたいとこのように考えております。

次に②の対象者でございますが、65歳以上の方が約4,800人、16歳以上64歳以下の方が約7,000人で合計1万1,800人と、このように見込んでおります。

次に③の行政における新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてのご質問ですが、議会冒頭、令和3年度の施策等に関する町長説明の中でも申し上げましたように、2月15日に接種対策チームを立ち上げ、接種業務において、スムーズな対応ができるよう取り組んでいるところであります。

次に④の医師、看護師の確保についてでございますが、これまで川棚町医師会の先生方と複数回の協議・打ち合わせを重ね、ワクチン接種についてお願いし、ご協力をいただけるよう確約をいただいているところであります。

次に⑤の副反応への対応についてであります。接種会場内におきまして、救急用品を常備し、抗ヒスタミン剤や抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤などの医師以外では購入できない薬液等につきましては、医師の方に当日持参をしていただくということをお願いをしております。また、接種後は、医師の方の目の届く範囲内に経過観察スペースを設けて対応していくことにいたしております。以上、答弁といたします。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** まず、時期的なものからお尋ねしたいんですが、3月ですね、町の広報誌ですね、これによればですね、3月中旬からコロナワクチン接種券を送るということになっていたと、これは恐らく4月の実施を見込ん

での広報だろうと思うんですね。もうこれはこういうのが送られてきていますので、じゃあそうすればこの接種券というのはですね、いつくらいから送付をするのか。そしてその接種券は、この説明でいけば順次となっているんですけど、順次というのは、何か基準を決めて順番で、順番送りするのか、それとも65歳以上の高齢者全てに一括で送付するのか。その点をお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えします。3月の12日以降に接種券の発送を予定をいたしております。それから、先日の広報誌に掲載をしておりました4月の日程につきましては、今月の広報誌に日程の変更等について、また、会場等の変更についても掲載したものを今月発送の広報誌に掲載する予定にしております。それから、順次という部分につきましては、接種は順次ということでありますけれども、接種券の送付につきましては業者委託としておりますので、一斉に送付をする形になります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 手順からいけばですね、この接種券が来て、この説明でいけば、専用ダイヤルを設置すると、そしてそこに予約を申し込むということになるんじゃないかと思うんですね。そしたら同時に発送した場合にですね、予約が殺到してですよ、收拾がつかなくなる可能性もないとは言えないわけですね。だから、そういったところはどういうふうな形でやっていくのか。例えば予約がある一定の特定日にですね集中した場合に、それは果たしてその1日で可能なのかどうか。そのときに調整その他やっていくのかですね、そこところは非常にあいまいだろうと思うんですけど、そこをどう考えているのかお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。予約の受付に関しましては、専用ダイヤルを2回線設置することとしております。それから、若い人向けに対しまして、LINEでの予約ができるような形で現在準備を進めております。それからもうひとつ、ナビダイヤルを設けることで、例えば郵便とか何とか、配送をされるときに不在がポストに入っている、そのような場合に、ナビダイヤルで番号を押して配送時間を予約するようなものがありますけれども、あのような形で



の予約ができないかも今検討をしているところであります。一斉に接種券を送付することについては、議員おっしゃる通り、予約が殺到する可能性もございますけれども、先ほど申しましたように発送業務につきましては、委託業務を行う形にしておりますので、分けて発送するというところの対応ができないような形になっておりますので、現在は予約の受付の体制を整えることで対応したいと思っております。以上です。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** はい。これはですね、接種券の配送についてはですね、3月になってですね、河野コロナウイルス担当大臣の方からですね、こういうふうな談話が出ているわけですね。高齢者の接種券は、段階的に送付するのが望ましいと。理由からいけば、いわゆる予約が殺到したり、そしてそういうふうな予約が殺到された場合に、接種の調整がうまくいかないと、そういうことから段階的に発送するのが望ましいという、そういうふうな談話が出されているということから考えればですね、やはり混乱を避けるためにもですね、そういう手段というのは取る必要はあるというふうはことも考えてますが、そこは全く考えていないのか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。繰り返しになりますけれども、発送業務につきましては委託業務となっておりますので、その辺を分けて、どのような形で分けて送付するかというところは現在、契約の時点で検討しておりませんし、業者の方につきましても、そのような対応はできかねるということでもございましたので、現在のところ分けて発送するというところは考えておりません。以上です。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** これは非常にですね、行政としてはやりにくいことなんですよ。いわゆる、ワクチンの供給がですね、見通せない中で、これを全て説明するというのは無理な点もあろうかと思うんですけども、接種券を送ったときにですね、例えば予約の方法というのは、何日と何日には接種できますよと、その中の1日を指定して接種希望を出すのか、それとも一旦ワクチン接種の希望だけ取って、希望を取った人に改めてまた予診表等を送ってですね、何日と何日に接種できますよと、そしたらその日の、ある特定の日に希

望を出してくださいとやっていくのかですね。いわゆる予約を取った人が、接種日が決まったらどこでもいいということではないと思うんですよね。だからそういう点はどういうふうに考えておられるのか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** お答えをします。予約の方法につきましては、先ほど言いました電話等LINE等におきまして、接種者が希望日をお伝え願って、その、30分30分で単位で考えております。例えば、2時から2時半の間、2時半から3時の間、そういう形での受け付けを考えておりますので、その空いている時間帯があればそこに予約を入れるというようなシステムです。「V-SYS」という予約管理システムも入っているシステムがあるんですけども、そちらに予約を受け付けたのと同時に予約が完了する形にしておりまして、その予約が完了しますと、先ほど町長の答弁にもありましたように、予約の完了通知を届けるような形にしております。ですので、改めて幾度かのやり取りをするというようなことではなく、予約の電話もしくは予約のLINE等が入ってきたときに、1回で予約ができて、その内容については何月何日何時から予約が入ってますということの通知を差し上げるという形になっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 5月からでも結構なんですけども、予約が水・木・土しかやらないわけですね、今のところね。水・木・土の2時から6時までなんですよ、5月の。そしたらじゃあ、その水・木・土というのが絶対的にやっていくのかどうか。もうできるという確信を持って出されているのかですね。そうでなければ、ワクチンの供給量によって変わってくると思うんですよ。じゃあそしたら、それは電話で予約の専用電話にかけたときに初めて接種希望者が何日が空いているとそこで初めて確認できるのかどうか。もしくは、接種日が決まればですね、前もってその希望者に何らかの形でですね、周知をしていかないと、恐らく専用ダイヤルが混雑してつながらなかったとか、そういうトラブルが出てくるんじゃないかという気がするんですけども。だから、接種日が決まった段階でですね、希望者に全て、何日と何日と何日は接種ができますよということは周知をしないとですね、電話をしないとわからないではこれは進まないと思うんですけども、そこはどう考えておられる

んですか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。電話をしないとわからないという状況です。前もって、何日と何日と何日ができますよというお知らせの方法は、現在のところ見当たりませんで、なおかつその予約受付に関しましては、先ほど言いました、2回線と言いましたけれども、そこにはコールセンター的なもので、どうしても人員の配置も必要になってきます。そうなってくるとなかなか難しい状況ではあるというふうに考えておりますし、それから水・木・土については必ずやるのかというご質問ですが、この件に関しましては、医師会の先生方と協議をした上で決定をしておりますので、そういう方向で町としては考えております。それから、5月という話が出ましたけれども、一応1人の接種者に対しましては、約2分ということで1時間で30人で、実質はですね、14時から18時までの4時間としておりますが、そのうちの30分は経過観察時間というふうに考えておりますので、実際の接種時間は3時間半となります。で、水曜日につきましては2チーム、それから木曜日と土曜日につきましては4チーム、なので、水曜日は210人、木曜・土曜は420人、その計算でいきますと、5月から始めて、65歳以上の高齢者の方の接種が完了するのが10月ぐらいということで考えております。なので、電話をしていただくときに、いつが空いていますかというような状況で確認をされて、そこに予約を入れるというような形を取るというふうに今のところは考えております。以上です。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** 非常に不安定な予約の申し込みと思うんですよね、できればもう少しですね、何日と何日ができますよという形がきちんとたってますね、町民への周知を図っていただきたい。電話しないとわからないというのは、これは一番不安なんですよね。それで電話先で何日と何日ならできますよと言われればそこでまた自分の接種希望者は日程考えながらやっていくもんですから、電話での会話が長くなる可能性がある。だからそういったところで、もう少し町民にわかりやすい方法をですね、取っていく方法を考えていただきたいと。そして、今何名と言われたんですけれども、1日何名ぐらいを予定しているのか、そしてその予約が、ある日程のときにもうそれをオー

バーした場合にどうなるのか。それぞれ個々の都合もあると思うんですね。だからそういうことを含めればですね、予約の電話をしないとわからないではね、非常に町民の方は不安だと思うんですよ。そこの不安を払拭するような方法を検討できないか改めて聞きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 予約はですね、順次入ってくる形になると思いますので、事前にこの日のこの時間が空いてますよというふうに周知するのは非常に難しい、不可能に近いと私は考えております。それから、人数につきましては、先ほど言いましたように、1時間で30人程度を予定しておりますので、その数が超えるようなことがあれば、別の時間、別の日に接種していただくようお願いをするという形を取るしかないのかなというふうに思っております。それで、医師会の先生方との協議も今後また進めていく必要になると思いますけれども、その日の予定を、例えば先ほど言いましたように210人であるとか、420人であるとかというふうにしておりますが、例えば脱ぎにくい服装であるとか、1人2分では済まない状況も当然考えられますので、2分というふうに想定しておりますがこれはオーバーする可能性も当然ございます。その分に関しては、その日の予定数の接種の完了だけは時間がオーバーしても先生方にはしていただけるよう今後お願いをしていくという形を取りたいと考えています。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** できれば第1回目の接種については、なかなか混乱すると思うんですけれども、やっぱり町民に対して親切な対応はお願いしたいと、情報の提供その他周知についてですね。そして、このファイザー製のワクチンについては2回接種となっていますよね。1回目を接種して、3週間経過後に2回目をすると、じゃあその2回目というのはまた改めてですね、同じようなパターンで専用の予約ダイヤルで申し込むのか。それとも、1回目の接種が終わったときに2回目をいつぐらいできませんかという形で予約は可能なのか。ここどう考えておられるのかお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 先ほど申しました「V-SYS」というシステムがございますが、1回目の接種を行ったときに、動線の中で最後の場所で2回目の接種

の希望を聞くスペースを設ける予定にしております。ただその日のうちに次の予約がわからないという方も当然いらっしゃいますので、そのような方に関しましては、先ほど申しましたような手順での予約になると思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 2回目のこともちょっと聞きたいんですけど、1回目の接種終了後に2回目の接種希望日は受けるということでもよろしいわけですね。これはですね、1回目の接種に恐らく5月から始まって、4, 800名单純計算すればですね、かなりの日数を要するだろうと、そしたら、2回目はですね、1回目の希望者が全て1回目が終わったときにですね、2回目を始めるのか。それとも1回目の最初に受けた人はですね、3週間経過ということを考えれば、まだ1回終わっていない人とダブる可能性も出てくるわけです、接種日がね。そしたらそのときに、この1回目と2回目というのは、完全に切り離して全希望者が1回目終わった時点で2回目をやっていくのか。そこはどう考えておられるのか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** ご質問の件につきましては、今後医師会の先生方と相談しながら決定していきたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** はい。医師会の先生方の都合と言われたんですけども、どうしてもですね1回目が全て終わらないで2回目入ってくればですね、1回目の最後の付近の方と2回目の最初の方と今度はダブってくればですね、いよいよ1回目の方がずれてしまうということもあるわけですよ。倍になってくるわけですから人数が。だからそのところまできちんと日程はスケジュールその他調整しながらやっていかないと、また混乱のもとになるのではないかという気がするんですけども。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。そういう状況も十分承知したうえで、医師会の先生方に町の方からの提案として申し上げたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** それからですね、1回目にですね、予約取ったけどその日に

行けなかったということも出てくると思うんです。そしたらそういった方は、後日改めて飛び込みでもOKなのか、それともまた再予約なのかということでお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 当然予約をしていただかないと、ワクチンの準備が必要になってきますので、再予約という形になると思います。現在は集団接種の方法を取るということで申し上げておりますけれども、ファイザー製のワクチンはマイナス70度での保管しか効きません。1回溶かすと再使用というのはできませんので、確実にその日に来ていただくというのが理想ではございますけれども、いつ来らすかわからん状況の中で、ワクチンを解凍して待つという想定はしておりません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 基本的には集団接種ということで、場所はどこなのかというのを、町長の説明になかったんですけども、どこを想定しているのかですね。それから、改めてですね、集団接種というのはそこにある程度自力で行ける人しかできないと思うんですよね。接種場所がどこかちょっとわかりませんが、そこにはある程度自分の力で行ける人しかできない。それから、川棚町には高齢者の施設もございます2つ。そういったところがですね、今までの例からいけば、佐世保市でもいわゆるクラスターが発生したりとか、そういうふうな可能性が出た。そうすれば、そういうふうな高齢者施設等についてはですね、先ほど町長の答弁で巡回も考えていると言われたんですけども、巡回接種というのはどのレベルまで考えておられるのか。それと併せてですね、今回は16歳以上からなんです、一般の方は。そしたら16歳から18歳というのは高校生がかなり高いと。そうすればそういった方にですね、学校に出向いての巡回接種というのは考えていないのかどうか。そこをちょっとお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 演壇での答弁の中での話がありましたので、まず接種会場につきましては、当初は勤労者体育センターを予定をしておりましたが、諸般の事情で川棚町公会堂で実施をするということで今進めております。それから、今後巡回接種について検討していくということの答弁をいたしました

が、これにつきましては、医師会の先生方と協議をする中で、やはり接種をする前の問診、予診にかなりの時間がかかるんじゃないかと、そうすれば、例えばひさご荘のように嘱託医がいる高齢者施設については、嘱託医がそこに巡回して接種すれば、より効率的に接種ができるんじゃないかというそういったお話もありましたので、今後そういった高齢者施設、嘱託医がいらっしゃる施設については、先生方に巡回をしていただいて接種をしようということの協議を今いたしております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 次にですね、これのですね、業務に関わる人数はですね、どれくらいまず行政の分についてですけども、行政からはどれくらい的人数が必要だと考えられておられるのかお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。次の取り組みの質問にも人数についての質問がありますので、先にお答えをすることになりますが、行政の人数は約20名程度のスタッフを予定しております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 行政としてのワクチン接種に関わる人数というのは大体20名くらいと、20名ということは、町の職員のほぼ2割なんですね。これを全部ワクチン接種にやって、ちょうど年度初めの多忙な時期であろうと思います。そういう時期でですね、役場の窓口業務その他への影響というのは全くないのか。それとも、その分は何らかの形でカバーしようと考えておられるのか。単に20名いりますよとぽんと出して、実際にそれ以外の役場の窓口業務その他あるわけですけども、そういった部分が滞りなく進むのかどうか。その点はどういうふうな考えなのか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 今現在スタッフの配置20名程度というふうに予想をしているわけですけども、今後例えば入り口での検温であるとか、接種時刻のチェックであるとか、そういう簡単な作業につきましては、例えば町内の看護学生であるとかの任用も考えていきたいとは考えております。それから、行政サービスをする上で支障がないかというようなこととございますけれども、残った職員で接種スタッフとして会場で従事している職員の業務を補い

ながらですね、住民サービスの低下にならないようオール役場で臨んでいきたいというふうに考えております。以上です。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** 確かにコロナワクチン接種というのは、国の一大プロジェクトでございますので、町としてもそれだけの覚悟で取り組む必要があると、それによって行政サービスがなくなるということは、ちょっと、不足するということはもう絶対考えちゃいかんわけですけども、これが最終的に一般の方の接種まで、もう一番読めないところだろうと思うんですけども、ワクチンの供給がどれだけあるかによって時期が変わると思うんですけども、そうすれば今のこれだけでも高齢者の分が5月から始まって、2回接種まで考えてしまえば、恐らく6月以降までずれ込むだろうと、単純に考えてですね。そうすれば一般の方の接種になればさらに延びてきて、恐らくいろんな新聞記事その他見ればですね、一般の方はもう7月以降くらいになっていると、いろんな報道からいけばね。そしたら7月以降からまた考えれば、5月から延々とやって、全員が2回接種終わるのに、このパターンでいけばですね、半年くらいかかるんじゃないかという、勝手な想像なんですけども、それくらいの想像がつく。じゃあその間、20人毎回ずっとですね、スタッフを割いてやっていけるのかどうかというのを、もう1回お尋ねしたいんですけども。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、私の方からお答えいたします。先ほど言いましたように河野大臣が、4月26日までに全ての市町村に配布を済ませるという発言があったということで、それを受けて町では5月1日から実施をしようということで進めております。要はもう4月30日までは、全てのワクチンが役場に届いているという、そういったことを想定しながら進めていきたいと、こう考えております。したがって、先ほど議員の方から、難しい対応の質問が、ご提言があったんですけど、いわゆる町の方から対象者に接種日の予約をするための案内をいついつが空いているぞとか、そういったことをすればより効果的に接種ができるんじゃないかというようなご発言がありましたが、町といたしましてはやっぱり、5月のカレンダーをちょっと想像してみてください。その中に水曜・木曜・土曜日の午後からのお時間ですか、そ



ここに水曜日は先生方2チームということで3.5時間の接種時間がありますので210人、そして木曜・土曜日は4人の先生が入りますので、その倍の420人、1週間で1,050人を接種をすると、そういったきめ細かなところまで想定をしながら、この事業は進めなければと、いわゆるワクチンが限られておりますのでそういうことを考えていきますと、まず4月までに予約をしっかりと固めるということが一番大事ではないかなと、こう思っております。いわゆる、カレンダーのその枠の中に空きがないように固めてしまうと、そして希望された方もそのとおりに、できるだけお願いをするということが一番スムーズにいくんじゃないかと、こう頭の中では描いております。いずれにいたしましても初めてのことでありますので、いろんな問題が出てくるかと思いますが、先ほど担当課長が言いましたように、オール役場で対応していきたいとこのように考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** はい。次にちょっと医療体制のお尋ねしたいんですけど、これは町内の先生方だけで間に合っているのか、それとも町内だけで不足するもんですから、郡の医師会とか、県の医師会等にも相談をしておられるのかどうかですね。その点をお伺いしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 今回の接種につきましては、その体制につきましては、郡内各町で賄う形をとっておりますので、町内の医療機関の先生方と川棚医療センターの先生方にもご協力をいただくという形になっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 恐らくそういうのは十分調整されたあとだろうと思うんですけども、このコロナのワクチン接種によってですね、一般の方々の受診その他が支障が出てくるとかそういう問題は、医師会の方とは協議されていないのかどうか、その点をお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。我々町側としましては、週に1回とか2回とか、もうできる範囲でということで当初お願いをしてまいりましたが、先ほど議員も

おっしゃられますように、そういう回数・日数ではなかなか接種が進まないという状況もございましたので、週に3回ということで協議を進めてきた結果、医師会としましてもこれなら大丈夫だろうと、木曜日はそもそも午後休診でありますし、土曜日も午後休診でありますし、水曜日については2チームということでそこら辺は考えて医師会としても答えを出されているというふうに考えております。

**議** **長** 山口議員。

**6 番 山 口** ちょっと若い方の方にですね、先ほどちょっと町長には質問をしたわけですが、16から18歳というのはほぼ高校生なんですね。今。そしたら、高校生もこの一般の予約の中に入って来るのか、それとも例えば高校の場合で希望者がおった場合にですね、何名になるのかは想像つきませんが、いわゆる学校での巡回接種というのは考えられないのかどうかですね。そうすれば学校での巡回接種をした場合に、学校の保健の先生とかそういった方もおられますからかなり手数的には省略できる可能性もあるんですけど、そういった点は全く考えなくて、いわゆる16歳以上64歳の枠の中でやっていくのかどうかお尋ねしたい。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。今のところ、年代に応じて巡回接種を行う、16歳から18歳ぐらいの高校生については学校に行くと、そういう対応は考えておりません。先ほどの質問の中で若干、高齢者の方の部分も触れられたと思いますけれども、身体が不自由な方等ですね、相談窓口を設けます。相談ダイヤルですね、というのを設けますので、その中でご相談いただければ、家族構成等も考慮しながら、例えば連れて行く人がおらんとかですね、そういう状況があれば町としても何らかの対応をせんといかんというふうなことは考えたいと思います。以上です。

**議** **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 副反応についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、接種後の経過観察を行うようになっております。副反応として発熱とか、筋肉痛、倦怠感、それからアレルギーのある方はアナフィラキシーですか、そういった症状が出る可能性があると言われている。そのそういうふうな症状が出たときにですね、即対応できる体制を取っているのかどうかですね、いわゆる

そこにおられる先生方が少なければ即対応できなくてですね、何となく役場の職員が具合悪いですよといった場合に、それを対応できていくのかどうか、その点をお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。先ほどの町長の答弁の中でもありましたように、お医者さんの目の届く範囲に経過観察の場所を設けますので、その点はすぐ対応できるというふうに考えております。消防の方にもですね、救急車の待機が可能なのかどうかという、接種の時間帯ですね、公会堂の駐車場に接種時間の間、待機をしていただくというようなこともできないかというようなこともご相談させていただきましたけれども、なかなかその対応については難しいということでしたので、今のところ先生の目の届く範囲で経過観察をしていただくということで対応していきたいと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** その副反応についてちょっとお尋ねしたいんですけども、現在のところ政府の指針でいけば15分から30分間、経過観察ですね。で、異常がなければ帰るということになるんですけども、現実にはじゃあそのときにでなくてですね、夜家に帰ってからとかですね、夜間に副反応が絶対でないという保証はないわけですよ。そういった場合にはどういうふうな対応をしていけばいいのかですね。その経過観察のときに副反応が出ればそこで対応をしていただける。ただ実際に、それが終わって家に帰ってからとか夜間に副反応等が出てですね、これは医療従事者じゃないですから、やっぱり今度は一般の人ですから、今は先行で医療従事者がいろんなことを報道等であっておりますけども、その方たちはある程度専門家ですから、こういう副反応が出たときには自分で判断できるだろうと。ところが今度の場合は完全にそれと関係ない一般の方々ですから、そういったことに対する心配というのは大きくなる可能性がある。そうしたときに、夜間等に出たときにはその相談というのはどこに持っていけばいいのか、そういったことの対応はしているのかどうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。時間が経過して、いろんな症状が出た場合は、副反応かどうかというそのワクチンとの因果関係がはっきりしないと思っておりますの

で、通常の具合が悪くなったりとか、体調を崩したとかいう場合の対応で住民の皆様にはお願いしたいと思います。例えば救急車呼ぶとかですね、病院の方に行くとかですね、そういう形になるのかなど。町として何か今手立てがあるかというところは持ち合わせていません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** はい。恐らくですね、一般の方々は副反応がどうかというのは心配されると思うんですよね。昨日のニュースでは、ファイザー製じゃないんですけども、アストラゼネカの接種ですか、これによって韓国で5名が死亡したというニュースがあっていると。それが、必ずしも因果するかどうかというのは別個にしてね、その接種を受けたあと5名の方が死亡されたとか、そういうニュースがいろんな場所で接種していったときに、一般の方というのはなかなか判断が付きにくいと。じゃあそういったときの、家に帰ってからとか夜間に出た場合にどうするかというのは、やっぱりある程度、何か自分たちで自己責任で救急車を手配するなりなんなりしなさいというのは、あんまりに勝手なやり方じゃないのかと。もう少しそこは親切な方法というのは考えていただきたいと思うんですけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** なかなか難しい問題だとは思いますがけれども、当然その対象者の方、町民全員の方、16歳以上の全員の方に打っていただきたいとは考えておりますけれども、接種の判断というのは、自己判断であれば自己判断ですね、そういうことで不安要素がかなり各個人によって違うと思いますので、不安に思われる方はもう当初から接種はされないのかなというふうに考えております。その副反応についての不安もありながら、人に移さないように、移らないようにということで受けられる方もいらっしゃると思いますので、そういう方に対しまして、接種後数時間経った以降に何かの症状が出た場合については、先ほども言いましたように、救急外来なりなんなりで対応していただくということしか今のところ考えておりません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 非常に今のは冷たい答弁だと思いますよ。新型コロナワクチンの接種というのは、政府が集団免疫を国民がつけることによってコロナを収束しようと、そうすればできるだけワクチンを接種していただきたいと、

そういう中で、もう夜とか何とか副反応それに類することが出てきたときには私たちはノータッチですよと、自分たちで勝手にしなさいと。せめて、相談窓口くらい何らかの形でセットしてほしいと思うんですけども。今の健康推進課長の答弁というのは、非常に町民に対しては冷たい答弁だと私は思っていますけども。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 先ほど申しましたように、相談窓口は設置いたします。ただ、24時間体制ということは今のところ考えておりません。自己判断っていう言い方がどうなのかとは思いますが、やっぱりその中には、我々がいくら、先ほども申しましたように、全員の対象者の方には打っていただきたい、これは大前提です。ただ、本人の意思がどうしても固くて、やっぱり怖いから打たないという方に無理矢理打つというような方法はございませんので、それはやっぱり本人様がお決めになることだというふうに思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** あくまでも予約をして、そして接種するかしないかというのは自己判断なんですよ。だからやっぱり、コロナのワクチン接種そのものが、やっぱり国民全部で可能な限り接種をして集団免疫を受けて、コロナの収束をやっていこうという方策ですから、行政としてはできるだけ親切な対応はしていただきたいと。何か自己責任自己責任と言われれば、ちょっとこう、町民に対する思いやりが足りないのかと私は思っています。改めてやっぱりそういう点は、再度可能な範囲でですね、検討していただきたいと思いますが。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。先ほども申しましたように、限られた人員の中で我々も一丸となって取り組んでいっております。いかにスムーズに、いかに全員の方に打っていただくか、いろいろ検討しながらやっていきたいと考えております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**6 番 山 口** 最後にですね、今のを含めてですね、やっぱり町民に対してコロナワクチン接種というのが、非常に、ワクチンそのものの供給が不確定

な中ですね、やっていこうとするのが大変だというのは私わかります。ただそれ以上に、町としてはですね、国家的なプロジェクトでございますので、できるだけ町民に対して丁寧な、いわゆる周知その他行いながらやっていただきたいと思います。その点について最後伺って終わりたいと思います。

議 \_\_\_\_\_ 長 健康推進課長。

健康推進課長 十分承知しております。そのようにやっていきます。

6 番 山 口 終わります。

( 1 1 : 2 6 )

議 \_\_\_\_\_ 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 2 6 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 4 0 )

議 \_\_\_\_\_ 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 \_\_\_\_\_ 長 ここで、町長より発言の訂正の申し出がっております。町長。

町 \_\_\_\_\_ 長 はい。大変申し訳ありません。先ほどの行政報告の中で、感染症への対応について述べたわけではありますが、飲食店等に対して営業時間の短縮を要請されておりました。その中の記述で「午前8時以降も営業している」というふうに私申し上げたようでございまして、ここについては「午後8時以降」ということで訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、堀池浩議員。

5 番 堀 池 議席番号5番、堀池浩です。先ほどの山口議員と同じワクチン接種の内容となりますが、通告に沿って質問します。新型コロナワクチン接種についてです。

この1年、新型コロナウイルス感染症に全世界が翻弄させられてきましたが、やっとワクチンが開発され、日本の認可もあり、接種段階となってきました。1日も早くコロナを収束させ、日常生活に戻すためにも、ワクチン接種が急がれます。政府の想定スケジュールでは、2月中旬から新型コロナ診療に関わる医療従事者らに接種を行い、2月26日の発表では、4月12日から65歳以上の高齢者に接種を開始し、26日以降本格化させ、その後、

優先接種対象以外の人に接種となっています。そこで以下のことをお尋ねします。

- 1つ、本町における、全体スケジュールはどうなっているのか。
  - 2つ、ワクチン接種準備チームの人数体制は。
  - 3つ、集団接種、個別接種があるが、接種の方法は。
  - 4つ、接種場所の確保、動線の確保は。
  - 5つ、接種に係る医師や看護師等の人員の確保はできているのか。
  - 6つ、接種券の発送はいつ頃になるのか。
- 最後の7つ目、周知方法は。

以上ですが、先の山口議員の答弁とも重なりますので、1番と5番を除いての答弁をお願いいたします。以上、壇上での質問を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員の新型コロナワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

まず、1番は外すことにいたしまして、②についてであります。チーム体制としましては、何人ということではなく課を単位としており、健康推進課のほか、総務課、新庁舎建設室、住民福祉課、建設課、教育委員会の各課長の判断により、それぞれの業務に合わせて柔軟に対応をすることといたしております。

③の接種の方法につきましては、これも先ほどの質問で答弁をしたとおり、集団接種により対応することといたしております。

次に④の接種場所についてのご質問であります。川棚町公会堂での接種を予定をいたしております。動線の確保につきましては、客席の一部を撤去するなどして対応してまいります。

それから、⑥の接種券発送の時期についてでございますが、これは3月中旬以降の発送を予定をいたしております。

次に⑦の周知の方法につきましては、接種対象者全員に予約案内文書を送付するほか、町の広報誌やホームページに掲載を予定をいたしております。以上、答弁といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。重なるところは省略させていただいたんですけど、再

度確認をしたいんですけども、このスケジュールの中で、政府の出てるんですけど、まず高齢者、そのあと基礎疾患者、その後一般の方という形のスケジュールかと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、お答えします。65歳以上の高齢者の方のあとにつきましては、現在一般という形で考えております。と申しますのも、どの方に基礎疾患があるのかという判断は町の方ではちょっとつけかねますので、高齢者の対象者のあとは一般という流れになると思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。なかなか初めての形なので、特に今回はワクチンの配分というか、それによって確定というのがなかなか難しいかなと思うんですけども、本町では5月1日から水・木・土の3日間、毎週やっていきますよと。で、その予約専用ダイヤルを設置しますよということだったと思うんですけども、この専用ダイヤルが2回線先ほどお伺いしたと思うんですけど、2回線で果たして足りませんか。その辺はちょっと心配になります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 足りるか足りないかでいえば、多分足りないだろうとは考えております。ただ、ご存知のとおり庁舎の執務室の都合もございます。今現在でもスペースの確保が難しい状況でありまして、考えているのは、今税務課が申告者の待合場所として使っておりますコンテナのハウスと申しますか、あのスペースをその予約受付の場所で使えないかということを今検討しているところです。それとまた、予約を受け付けをする人員の確保について、これもまた難しい状況でありまして、2回線での対応が今のところ精いっぱいかなと。先ほど申しましたように、LINEとかナビダイヤルとか、そういう形での予約受付もする方向で検討しております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 執務室のスペース、また人員の確保というのがなかなか難しいと思うんですけど、今言われたLINEでの申し込み、それからナビダイヤル、なかなか初めの高齢者というのはその辺が慣れてない。やっぱり直接電話が多いんじゃないかなと思いますので、初めのうちは体制的にやっぱり1名でも2名でも多くして、できればこの専用ダイヤル1回線でも多く確



保するということはできませんでしょうか。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、予約を受け付ける際に「V－S Y S」というシステムを使います。パソコンがいます。パソコン上で予約を入れながら作業をしてまいりますので、そういう形での電算的なシステム上の回線等の問題もございますし、ご高齢の方が扱いにくいというナビダイヤルであるとかL I N Eであるとかですけれども、想定としましてはご高齢者は当然電話で、若い方のためにL I N Eであるとかナビダイヤルであるとか、そういう予約がしやすい体制を若い方のために作るっていうふうな方がどちらかといえば、ナビとかL I N Eの対応で予約する形を取るようにはしています。若い人のためにですね。

**議**            **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 次に移ります。集団接種で公会堂で行うと、で、公会堂の方も客席の一部撤去してするということがあるんですけども、先ほど答弁の中で、巡回接種もということで検討するというのでいただいたんですけど、やはり介護施設、この介護施設から集団接種の場所まで連れてき、また車椅子をそれだけ用意するというのはなかなか難しいと思いますので、この高齢者介護施設に関しては是非巡回接種をご検討、本当に前向きに検討していただければと思いますけどいかがでしょうか。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。我々としましてはぜひ前向きにといたしますか、そうしたいというふうには考えております。昨日現在で各高齢者施設に対しまして、接種の希望者と従業員の方の人数を報告するようにお願いをしております、今人数が出ている状況です。本日夕方から医師会の先生のところはその情報を持っていくということで考えております。内容は今おっしゃられた集団の65歳以上の接種が始まる前にでも、嘱託医の先生なりが出向いて接種できないかということをご相談に行く予定にしております。以上です。

**議**            **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** スケジュールが高齢者、基礎疾患等々、スケジュールの流れとなってるんですけども、介護施設の方、入所者以外で介護従事者、やはり

同じスペースの中におられるわけですね。やっぱりクラスターを発生させないためにも、介護従事者にも含めて接種というのは検討できませんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 今申し上げましたように、接種の希望者の入所者及び従業員の方の数を今把握をしておりますので、その方々も含めたいという事で医師会の先生にはお願いするという事にしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** よくわかりました。それで介護施設の方はワクチンを希望者全員が打つと、そこでクラスターを予防するという形でいくということでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** あくまでも、医師会のご理解がいただければという前提です。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。医師会の方にもご理解いただくよう、ご努力をお願いします。それから、公会堂の方の集団接種場所なんですけども、ここも一応高齢者介護施設以外の高齢者が来られるというところで、車椅子、特に高齢者の方は車椅子必要な方もおられるんじゃないかと思うんですけど、その確保の方は大丈夫ですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 一応公会堂はスロープもございまして、受け付けやその動線においてはスタッフを配置しておりますので、その誘導についても行うようにしておりますので、そこは対応できると思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。スロープとかスタッフは一応対応しているということですが、車椅子も必要な方おられますよね。自宅で車椅子を持っている方というのは少ないと思うんですけども、家族の方が連れて来ましたが、車椅子が必要です、で、接種から待機まで全部車椅子が必要なんですけども、大体車椅子の確保の台数とかその辺は何台くらい確保されているんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 車椅子の確保については現在台数的なものは把握はしておりませんが、対応できるように今から準備をしたいと思います。以上です。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 対応できるようによろしくお願いをします。それではこの次、接種会場までの搬送手段、これはどういうふうにご考えておられるんですか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 搬送については、個人で来ていただくというのが基本になりますが、先ほど山口議員の答弁の中でも申し上げましたけれども、相談窓口の方に相談があって、どうしても例えば独居の方であったりとか、身体が不自由な方からのご相談があれば、なるべく対応するようにできる体制をですね整えたいと思います。迎えに行くとかですね。以上です。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** また迎えに行くとか、そうすると人員が必要になってくるんですけども、先日2月19日付けですか、国土交通省から依頼があって、長崎県タクシー協会から県へ接種者の運送提案が2月19日でされています。先に予約される、あるいは相談された方に、タクシー協会を利用する、あるいはタクシー協会と打ち合わせをした上で、そういう方法っていうのは考えられませんかでしょうか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。その要請は私も見ましたけれども、多分ですね、あの内容は乗車拒否がないようにと伺いますか、搬送について優先的にタクシーも協力して行ってくださいよっていうようなことの内容だったと思います。町としてタクシーと連携して、例えば送り迎えをすとか何とかっていうことを現在のところは考えておりません。予約者が、例えば近くの方ですね一緒に来るとか、一緒に時間帯に予約をされてるとかっていうそういう状況もわかりませんので、ある一定の方だけに云々というのではなくて、先ほど言いましたように、どうしても対応が自分では来れないとかいう方については職員が出迎えに行って連れてくるとかっていうようなことで対応したいと考えております。以上です。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 先ほどの答弁の中で、医師や看護師の人員ということが、1 チームが5名で、4チームの体制なんですか。医師のチームは。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それぞれお医者さんが1人ずついらっしゃって、各医院から看護師の方を1名連れてきていただくというような形を取ることにしています。で、例えばですね、あと1人だけ問診だけを専門にさせていただく先生がいた方がいいんじゃないかということで考えておりますので、4チームの場合はお医者さんが5人来ていただくというような方向で今考えております。以上です。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** すいません、4チームの場合は問診専用をとということですけども、チームとしては4チームですか、5チームですか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 水曜日は2チーム、木曜・土曜は4チームです。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 医師看護師のチームというのは今わかりました。ただ、集団接種となると、いろんな人員が必要だと、先ほど20名ほどと言われました。この20名ほどの役場職員だけで対応すると。山口議員の方からは行政サービスが落ちないようにという話があったんですけども、例えば検温とか受付、誘導、案内等は職員じゃなくてもできるんじゃないでしょうか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 先ほどの答弁でも申しましたけれども、検温であるとか接種時間のチェックであるとか、簡単なものについては任用職員の方で対応できるものは対応していきたいと思っておりますけれども、何分初めての事業でございまして、いろんな方が接種に見えられて、例えば接種券がない方が来られたりとか、予約なしの方が来られたりとか、いろんな質問をされる方が来られたりとか、様々な対応ができる状況も整えておく必要があると思っております。そのためには基本的に町の職員で対応するのが一番望ましいのかなということで考えておりますが、業務を行っていく上でそこら辺は柔軟に対応していきたいと思っております。以上です。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 今回ここはどこもそうだと思うんですけど、全町民への接種、いまだかつてない、経験したことがないことなんです。だからこそ、町民挙げて協力体制が必要じゃないかなと。みんなでこの接種の方を進めましょうよと。だから、検温、受付、誘導、案内等、これもしよければ町内ボランティアの方々にお声掛けをしてチームを作っていただくとか。またはここにおられる町議会の皆様もボランティアで是非協力したいという方もおられるかと思えます。そういうボランティア団体等に要請して、チームを作るということは考えられませんか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。お気持ちは大変嬉しく思いますけれども、やっぱり実際の本番を迎えるにあたって、幾度かのシミュレーションをする必要があると考えておりますし、これから人員を募ってそこら辺の指導を行うとかっていう暇もないのかなというふうに考えておりますので、現在のところは当初は職員で対応して、業務を行っていくうえでここはボランティアないし会計年度任用職員等でできるなっていくところがあればですね、そういうことで考えていきたいと思えます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。是非その辺を検討してもらいたいというのは、やはり行政サービス、今から予算とかするんですけども、やはり行政サービスが低下したらいけないなど。やっぱりそれも進めながらの接種と、大変に厳しいこの状態ですけども、それを進めるためにも町民挙げて取り組めればと思えます。

次にいきます。接種券の発送が一応3月中旬以降、12日以降とかいう話だったんですけども、この接種券の発送のときに、どういふのを同封して送られるんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。接種券はですね、接種券及び予約の案内ですね、どこにかけて予約をしてくださいというような案内文書になると思えます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。この接種券の発送というのは、いつ時点での住民に送られるんですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 今年の4月1日現在となります、令和2年度4月1日で抽出をしておりますが、その後、転入転出等があったものについて把握を行い、なるべく直近での状況を判断して送付するという形にしております。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 接種券の発送というのは、接種券と予約の案内文書ということだったんですけども、これは周知の方法というのはいろんな、特に皆さん疑問に思っておられる、あるいはわからないところがいっぱいあると思うんですけど、それに関しての周知というのは考えておられるんですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 接種対象者、いわゆる16歳以上の方につきましては全ての方に接種券を送付いたしますので、それをもって周知という形になると思います。そのほか先ほどの答弁でも言いましたように、ホームページや町の広報誌での周知となります。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 接種券が送ってきてもやっぱり、今でもそうなんですけども、いろんな問合せとかいうのがあっています。例えば、関連ですからお伺いします。65歳からの高齢者、これはいつからの65歳ですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 すいません、詳細に何月何日っていうのがちょっと今手元に資料がございませんけれども、令和3年の4月1日ではなかったかと思えます。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 もう一度調べといてください。私の方に入ってるのは、来年の3月31日までに65歳となられる方ということでは聞いているんです。これは肺炎球菌ワクチンと同じような扱いだと思うんですけども、確かそこになっていると思います。

では続きまして、基礎疾患、次に基礎疾患の方となっているんですけども、この基礎疾患という中にはどういう疾病があるんですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 先ほど申しましたように、基礎疾患という方が、どなたが基

礎疾患を持っておられるかというところの把握はこちら側はできないので、65歳の高齢者と一般とだけの区別で、基礎疾患を持っていらっしゃる方の優先接種としないということを申し上げましたけれども、その基礎疾患の方の優先というのを行いませんので、どのようなものが基礎疾患であるか、厚労省が言いますのは優先接種にきなさいということで、きなさいというかしてもいいよという形で言っている基礎疾患がどのようなものかこちらの方では確認しておりません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。特にこの基礎疾患というのはどういう、報道では基礎疾患基礎疾患ということで話があつてますから、町民の皆さんはやっぱり自分が該当するのかなというのがやっぱり不安はあるかと思ひます。また反面ですね、最近もちよこちよこ出てるんですけど、接種できない疾病、あるいは治療を受けているというのはどういうのがあるんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 医学的な医療的な内容については、こちらの方で把握していない部分が多いんですけども、予約を受け付けて、予約完了通知と問診票を送付する際にですね、健康に不安がある方とか、例えばその基礎疾患というのが一概にどうなるかわかりませんが、血圧が高いとか、糖尿の気があるとか、いろんな自分はそうじゃないかなと思つた方は全員でいいと思ひますね。身体に不安がある方、体調に不安がある方はかかりつけ医に相談をした上で接種を行つてくださいていうことを文言として記入しておりますので、まずもつて心配な方はかかりつけ医のお医者さんであるとか、こちらの方の相談窓口で電話していただくとか、そういう形を取つていただくということになります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** やはりそういう、はじめ65歳までは全員高齢者として接種しますよと、で、それ以外の方は次接種しますよと。政府の方はここに基礎疾患っていうのが入っているんですけども、その一般の方の中に、この基礎疾患は町としては扱わないんで一般の方に入れますよという形でよろしいんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、そのとおりです。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。あと、先ほど情報周知というのはホームページとか云々あるんですけども、なかなかホームページが見れない方もおられます。これはホームページがあるから見らん方が悪いさというようなもんじゃないんだと思います。また、広報にも恐らく載せられると思うんですけど、自治会に入っておられない方もおられるんじゃないかと、そういう方に対してはどういう、こういう周知というのはされるんでしょうか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** これも先ほど申しあげましたけれども、接種券の発送をもって周知という形になると思います。その自分宛ての封書が届いた、それで周知をします。それ以外であれば、今言いましたようにホームページと広報を予定しておりますけれども、それ以外の方法については今のところ考えてないです。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** どうでしょうか、接種券と一緒に送る、その中にそういう注意の用紙1枚町で作って入れ込むというのはできないんでしょうか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 注意ですか。いずれにしてもそこで封を開けられるわけですから、その中で把握をしていただくと。その接種日、接種の予約とか云々の一連の流れについては、接種券の中に、先ほど言いましたように予約に関する項目を記した文書を1枚入れますので、それで確認していただくということになると思います。今、世の中的にもワクチン接種が非常に話題になっておりますので、普段封書が来ても見ないという方もある程度見ていただけるのかなというふうには思ってますけど。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 接種券と一緒にそういう案内、できればその案内の中にやはり、例えば先ほど聞きましたように65歳というのはいつからですよ、あるいはいつまでの65歳が高齢者ですよ。その基礎疾患というのは65歳以下の方で、こういう基礎疾患がある方、これは基礎疾患としては接種はないけど一般に入りますよと。これは川棚町で独自ですよ。報道の方では、高齢



者、基礎疾患、それから一般というふうに大体報道されてると思うんですけど、川棚町は独自でそういうことをやりますよと。また、接種できないそういう病気やこういう病気、あるいはこういう治療を受けている方は接種は難しいですよと、そういうのを1つの用紙にして送るということはできないんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** その接種券はですね、65歳以上の方は3月中旬から、高齢者の方の対象者は3月中旬からですけども、16歳から64歳以下の方については4月以降の送付を考えておりますので、そこでのダブるということは特にないんですけれども、病名とかその云々でその時期を分けるとかっていうところは、先ほどから言ってますように、そういう計画はしておりません。あくまでも、高齢者の65歳以上の対象者と、それ以外の一般の方という分け方をしておりますので、病名を記して、あなたはいい、あなたは悪いというようなことでの案内はする計画にはしておりません。だから、あなたはできるできないということも、こちらの判断ではなくて、心配があられる方はかかりつけ医の先生方にご相談をされたうえで問題ないよという先生からの回答があれば受けていただくというようなことで流れとしては考えています。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。先ほど接種券の発送の対象者が令和2年4月1日、その後転入転出把握を行い直近で行うということでもありますけども、特に3月が異動が多くなります。もうそれこそ18歳、この次大学、専門学校行きますよ、あるいは会社等でも異動があります。また、単身で川棚に来られている方、あるいは川棚からほかに単身で行かれている方、そういう方にはどういう形で接種というのを考えておられるんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 基本的には住所がある居住地での接種というふうになっておりますけれども、例えば里帰り出産であるとか、単身で長らくいらっしゃるとか、住所を変えないです、そういう方に対しては特例として認めていような形で厚労省も言っておりますので、柔軟に対応はできるというふうに思っています。それから、異動が多い時期にはなるとは思いますけれども、ま

だちょっと国の方のシステムがどうなるかわかりませんが、「V－SYS」の方で接種記録の全国的な見える化がですね、できるような体制を整えるようなことを言うておりますので、ただそれが異動が多い時期の3月の末4月上旬ぐらいに間に合うのかどうかというのはちょっとわかりません。以上です。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** ちょっと疑問に思うんですけど、もう委託されてるからこうなるのかと思いますけど、接種券を3月中旬に送って、高齢者に対して、で、5月1日から始めますと、5月から始まるということですよ。これは少しずらして4月に発送というのはできないんですか。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** 当初申し上げましたように、4月の7日からの接種で準備を進めてまいったものですから、3月の12日というふうになっておりますけども、以降ですね、その委託業者につきましても、川棚町だけの対応ではございませんので、全国的な対応をしてると思いますので、その日を当初の契約ではないこの辺にしてくれ、接種日がずれたのでこの辺にしてくれと言うようなことは多分対応できないと思います。以上です。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** わかりました。特に全国民が接種しコロナを収束させるべくやっていかないといけないということで、行政としても一番大変なスケジュールじゃないかと思っておりますけども、もう1つすいません、もしできましたら、高齢者の枠組み、それとやっぱりどうしてもですね、いろんな問合せが基礎疾患に関して問い合わせがあるんですよ。かかりつけ医にと言っても、やはり皆さん不安があるかと思えます。それと接種ができない、難しい、こういう薬を投薬していると接種ができませんよという、そういう広報なりなんなり、周知っていうのはできませんでしょうか。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** 我々の判断ではなかなか難しいのかなというふうに思います。医療的な要素になってきますので、こういう薬を飲んでればとか、こういう注射をしてればとか、こういう病気であればとかっていうのは、なかなかそれをお示しするのは難しいのかなというふうに考えます。やっぱり専門

のお医者さんの方に聞いていただいて判断していただくというのが一番確実なのかなというふうに思います。そうですね、例えばそういう形で示していても、本来できるのにできなかったとかですね、いろんなことも考えられますので、繰り返しになりますけれどもやっぱりかかりつけのお医者さんに聞いていただくのが一番いいのかなというふうに思います。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 わかりました。以上で終わります。

( 1 2 : 1 8 )

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 2 : 1 9 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 2 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

1 0 番 堀 田 議席番号 1 0 番、堀田一徳です。移住・定住について質問をいたします。

川棚町第 5 次総合計画後期基本計画によりますと、全国では人口減少と少子高齢化の急速な進行により、活力が低下してきている地域が多くなってきています。本町の人口も減少傾向にあり、その傾向が今後も続いていくとの予測がなされています。

そこで、本町の魅力でもある「自然を愛し 暮らし輝くまち」を広く P R し、移住・定住者の増加を図るために次の点を尋ねる。

①移住者の希望、目標を丁寧に聞くための担当窓口を設け、移住・定住支援員の設置はできないか。

②コロナ禍の時代に合う自然環境を体験しながら、自身の仕事を持ち込んで働く「ワーケーション」で移住につながる環境を作る考えは。

③趣味や生きがいを目的に耕作を希望する人のために、農地の有効活用や多様な就農者として定住につなげる考えはないか。

④移住を検討している方が見学などに来る際の交通費、宿泊費を一部補助する考えは。

⑤移住者・定住者への支援策の充実は。

以上、質問をいたします。

**議 長** 町長。

**町 長** 堀田議員の移住・定住についてのご質問にお答えいたします。

まず①の「担当窓口を設け、移住・定住支援員の設置ができないか」とのご質問であります。本町では今のところ移住・定住支援員を置かずに担当職員で対応しているところであります。相談はあまりないようであります。また、長崎県移住支援センターや西九州佐世保移住サポートクラブが県内、あるいは圏域の窓口となっただき、本町に引継いでもらっておりますが、こちらもなかなか問い合わせも少ないようであります。したがってそういった状況を考えますと、積極的に移住・定住を進めていくためには、議員の言われるように、担当窓口を設置し、移住・定住支援員を置いた方がよいのではないかとこのように感じております。また、移住・定住支援員には、移住者の目線で地域の良いところを掘り起こしていただきPRすることが重要と考えており、そのためには地域おこし協力隊を充てるのがよりベターではないかとこのように考えております。しかしながら、所管する企画財政課の執務スペースでは窓口の設置や、移住・定住支援員の配置が非常に難しいとこのように考えております。

次に②の「ワーケーションで移住につながる環境を作る考えは」とのご質問であります。ワーケーションは観光地やリゾート地といった旅先で、テレワークで働きながら休暇を取る、仕事と休暇を両立する働き方で、コロナ禍でテレワークが進む中、ワーケーションにもスポットが当たることとなり、国や県におきましてもワーケーションの取り組みが進められております。そこで、本町におけるワーケーションの取組といたしましては、まず、くじゃく荘においてワーケーション等に対応するため、テレワーク環境の整備を行っているところであります。また、今後のワーケーションの普及や旅行中の移動手段の多様化を担いまして、新年度においてキャンピングカーを利用した川棚周遊観光の実証事業を実施することにしており、それに要する経費を予算計上しているところであります。

次の③の「農地の有効活用や多様な就農者を定住につなげる考えは」とのご質問であります。第2期川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果

が期待できる取組の1つとして、新たにダーチャ整備事業という取組を追加をいたしております。この事業は、農業を目指す従事者に移住前にその地域を知るきっかけとして、簡易な居住と農地をセットにして貸し付けるもので、事業の準備が整えば実施をしていきたいとこのように考えているところでもあります。

次に④の「移住を検討している方が見学などに来る際の交通費、宿泊費を一部補助する考えは」とのご質問であります。この件につきましては、川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果が期待できる取組として、お試し滞在環境整備事業を掲げておりますので、担当課に早急に取り組むよう指示をしたところであります。

最後の⑤の「移住者・定住者への支援策の充実は」とのご質問につきましては、これも川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略に新たな取組として、大学生町内居住者支援事業や、先ほど言いましたダーチャ整備事業を追加しており、この総合戦略に基づき積極的に移住・定住者支援に取り組んでいきたいとこのように考えております。以上、答弁いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。今大変、前向きな意見をいただいたように思いますが、一番目のですね、担当窓口あるいは移住・定住支援員ですね、これは確かに今の現状からみるとかなり難しいかなと思っております。そして先ほどお話がありましたように、県の方にも移住の相談があまりあっていない、あるいは町の方にはもちろん移住の相談がない、これはなぜかと思えますと、全国743町ですかね、あるわけですけど、その中で川棚町をヒットさせる、あるいはそういったホームページあたりを見つけるというのはかなり難しいと思うんですね。実際問題としては難しいと思えますけど、やはりやり方を変えて、川棚町をああいって動画あるいはSNSあたりでもっと発信をしていただけるような取り組みをもっと充実させたらどうかなと思うんですけど、やはりどうしたら日本全国に川棚町を売り込むことができるか。町長の考えを聞きたいと思えます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。今動画やSNSを充実して、そして川棚町を売り込むような施策について町長の考えはないかという質問がありましたが、実は大

変申し訳ありません。通告にしたがって答弁を準備しておりましたので、それについては考えていなかったわけでありますけれども、担当課長が答弁をするそうでございますのでよろしくお願いいたします。

**議**            **長** 堀田議員、確認をいたしますけれども、ただいまの質問をされましたけれどもそういったことを発信するその専用の窓口でもそういうことをしろというようなことですか。

**1 0 番 堀 田** そうです。

**議**            **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。堀田議員のご質問にお答えいたします。川棚町の動画 SNS を充実してもっと全国に広げるようなことをしたらいいんじゃないかというようなご質問でございました。今のところですね、川棚町の動画あるいは SNS、こちらについてはですね、ホームページ等で流すような計画は持っておりませんので、今のところそういう考えはございません。ただ、今回の町長の冒頭予算説明のところでご説明をちょっとしたんですけれども、今回博多駅のコncourseの方にデジタルサイネージを使った情報発信ができるということで業者さんの方からお話がありましたので、川棚町としましてはまず、福岡からの移住者がやはり県外では多いということで、まず福岡県の方から、特に博多、そちらの方からですね手をつけていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議**            **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。福岡県の方から、そういう移住者を呼び込みたいということですけど、これは元年にながさき移住サポートセンター主催で、多分12月の8日やったですかね、福岡で出張相談会みたいなのがあったと思います。その中で相談があったのが2組というふうに前の成果報告書の中では記されておりますけど、やはりこういったところも、宣伝不足がかなりあるんじゃないかと思うんですね。やはりもっと川棚町を全国にPRするためにですね、もっといろんなことをやっていかなければならないと思います。そこで、一番目にありますように相談窓口ですね、あるいは要するに支援員は結局ボランティアでもいいわけですね。職員が移住支援員として設置しなくても、ボランティアの方であるいはこちらに来られている移住者の方とか、そういった方がなってもいいんじゃないかと思うんですね。だから、やはり

そういう窓口はちゃんとしておかないと、なかなか来てもどこに行けばいいんだらうかというふうなことになると思うんですね。それと、こういった移住者になると子育てとかいろいろ、住まいとかそういったものでやはり課あたりもバラバラでなっていくわけですね。やはり担当課あたりが、例えば、企画財政、あるいは農林水産、あるいは住民福祉課、そういったことがそこから1人ずつでもそういった代表が来て1つのチームを作ってそういった移住・定住をやっていますよというふうなことはできないですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。先ほど壇上で答弁いたしましたように、今議員がご提言されているようなことについては必要性を感じております。ただ現状ではスペースの問題等でそれが実現できておりません。そこで、新しい庁舎が完成した暁にはそういった体制を取りたいと、このように考えております。そして、人材の確保が必要でございますので、そこにはやはり先ほど言いましたように他所から来て川棚町の良さを知って、それを全国にPRしてもらうということがより効果的だろうと、こう思いますので、それには例えば地域おこし協力隊の採用がいいのではないかと思いますし、これについては既に担当課に指示をいたしております。それと以前もお話をしたかと思いますが、川棚町には移住して来られた方がたくさんいらっしゃいまして、いろんな活動もなさっていらっしゃいます。そういった方々にご協力をいただくというのも効果的であるところのように考えておまして、実は移住者の集いを開催するように担当課に指示をしているところでありますが、これを是非令和2年度中に開催をしたかったですけど、こういったコロナウイルス感染症の関係でそれも開催できずしております。そういったことを新年度新庁舎ができた暁には積極的に取り組んでまいりたいところのように思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。そういうふうで一生懸命取り組んでいただきたいと思っております。

次にいきます。ワーケーションのことですけど、町長施政方針の中でもそういったことに触れられておりますけど、やはり環境をつくることも大事と思うんですね。それでひとつのあれですけど、机とか椅子とかWi-Fiの

環境を整備する、そういった整備費あたりを、例えばどちらからか企業の方がですね、そういったことをしたいと思ったら、そういったいろいろな備品類とかそういったとの補助あたりは考えていらっしゃいますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。ちょっと議員のおっしゃっていることが想像できませんので、もう一度、すみません、質問をお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。今の町長の話ではくじゃく荘にそういった環境を整備するという話があったんですけど、もし企業からそういうふうな職場を確保したいから、そういった打診があった場合ですね、机とかそういったW i - F i 環境とかそういった備品ですね、これは今の町長の話ではくじゃく荘を今限定されていますけど、そうじゃなくて、どこかの空きスペースを借りたときに、そういった机とかW i - F i の環境とか、そういった備品を揃えなくちゃいけませんよね。そういった中での設備費の補助ができないかという事です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。まだよくわかりませんが、まず先ほど言いましたのは、くじゃく荘というのはそういった部屋がありまして、そこを活用したいという話も聞いておりますので、それを是非実現したいとは思っておりますが、これも相手があることですので、どう今後経過していくのかわかりませんが、まずはW i - F i 環境がしっかりと整備をしなければいけないということで、これを先に整備をする予定といたしております。そして、議員がおっしゃるような、ここに例えば空き店舗、空き家を利用してそういったことをしたいという申し出があれば、そういった対応も出てくるかと思いますが、それについてはまだ制度化をいたしておりませんので今後の課題として捉えておきたいと思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。こういった、今ワーケーションも全国的な規模であっておりますけど、今そういったくじゃく荘あたりを環境整備でされてるということですが、これは体験会とか、あるいはそういった会社あたりにおいてモニターをしてもらうとか、そういったことは考えてないんですか。



**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えいたします。先ほど堀田議員からはくじゃく荘についてということで質問をいただきましたけども、一応担当課ではですね、キャンピングカーを活用したそういった車泊体験実証事業を別件で行うように今計画しているところであります。そのキャンピングカーを活用するにあたってですけども、今年の21世紀まちづくりの予算においてW i - F i をですね、スポーツ広場、位置はスポーツ広場になるんですけども、そこにW i - F i を設置して、その駐車場でキャンピングカーを設置をして、そこで先ほど言われたワーケーション等をですね、行っていただくという考えを持っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。そうすると、キャンピングカーは県のキャンピングカーを利用されるんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。キャンピングカーにつきましては、トラストパーク株式会社のキャンピングカーを使用するように今計画をしておるところであります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** そこは会社ですかね。わかりました。そういったことをするのならやはり体験ツアーみたいな、I T も入りますかね、I T 関係のそういったイノベーションみたいな格好の促進あたりになるかと思うんですけど、やはり町としても要するに川棚町をアピールするためにもですね、そういったI T 関係では川棚町はこういった設備がありますよとか、そういったもっとそういうふうな、結局今A I を活用したそういったものまで考えていかなくちゃいけないかと思うんですけど、やはり大きな企業誘致が望めない中ですね、そういったワーケーションの取り組みはもっとやっぱり整備をしていくべきだろうと思うんですよ。だからやっぱりある程度の詳細な計画あたりをですね、出して行ってほしいと思います。

次に、農地の有効活用や多様な就農者を確保する考えはということで、これは多分先ほど話がありましたダーチャ整備事業に関係するんじゃないかと思うんですけど、場所、言うごと土地がですね、町有地にするものか、ある

いは一般の耕作放棄地あたりを借り上げてするものか、その辺をちょっとお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。まず土地なんですけども、これは家屋付農地ということでダーチャ、ロシアで発祥しておるものがありますが、今現在空き家等もちょっと点々と出ておりますので、そういった空き家を活用できないかということで今検討をしているところであります。ただ、この事業につきましては、荒廃農地等を最小限に抑えられるのではないかということで立ち上げたものでありまして、また、荒廃農地と就農人口増に向けて計画をしているものでありまして、総合戦略の中の一環として掲げておるところであります。ただ、農地法等の制限もありますので、今ちょっと検討をしている最中でありまして、以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** 家を建設する、あるいは空き家じゃなくて、例えばの話、公営住宅は空き部屋がありますよね。公営住宅あたりが空き部屋にあるわけですけど、そこに一応川棚町を知るためにちょっと住んでもらって、それから畑だけは別のところを借りて耕作をするというふうな、そういったことは考えてないですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** ただいま質問がありましたように、公営住宅についてはですね、そこまではまだ検討をしていない状況であります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。空き家バンクに登録されているのがあるかと思うんですけど、空き家ってあるようでもなかなかいいですよっていうふうなバンクの方には登録をされてないわけですね。そうすると新たに建設をするとなかなか難しいと。そうするとやっぱり住まいだけは一応どこかに住んでもらって、そして一次産業に素人でもですね、一次産業に入り込めるようなことを進めていくのがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。ご質問の内容はごもっともだと思いますけども、先ほ

ど言いましたように、農家でない方が農地を購入する場合は、農地法の制限もあります。そのような制限もクリアをすることによって実際のところ進めていかなければならないかと思えますけども、やはり議員も言われたように新しく家を建ててそこに住ませるということであればやっぱり財政的にも厳しい状況でありますので、公営住宅等をですね、活用できるかどうかは今からちょっと検討をしていきたいと思えます。以上です。

**議**            **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** 検討をよろしくお願ひします。

次に4番目ですね、交通費、宿泊費を一部を補助する考えですね。これは前回質問をしたときに、お試し住宅をどうですかという質問をしたときに、町長答弁でそういうことは一切考えておりませんという答弁があつております。それで、やはり川棚町にいきなり来て移住してするよりも、やはりお試し期間あたりがあつて、県でもキャンピングカーを貸しながら1週間程度ですね、借りながら川棚町を満喫するという方法もあるわけですけど、やはり滞在するとも長期滞在あるいは短期滞在、そういったのがあるわけですね、そうするとやっぱりいくらかの補助、半額でもいいですし、あるいはくじゃく荘に、例えば泊まって、1週間なら1週間泊まってそれから川棚町を歩いてとかあるいは自転車とか、そういうことで周って自分なりに移住の方が考えるような施策を作つていった方がいいと思うんですけど、その助成はできないですか。

**議**            **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 堀田議員のご質問にお答えいたします。まず、お試し住宅の関係なんですけれども、こちらにつきましては県内において多くの市町が実施されているところがございますが、残念ながら本町におきましてはそのような住宅がなかなか手配できないということで、こちらについては実施しないということで考えているところがございます。そこでですね、本町におきましてはお試し滞在環境整備事業ということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に掲げさせていただきまして、本町に移住を検討している人に対して宿泊費の補助をするということをですね、この中に書いているところがございます。一応考え方としましては、短期滞在という方たちに対して宿泊費の補助をするということをですね、具体的な宿泊費をどの程度補助すると

いうところまではまだ検討はしてないんですが、今後検討して進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

**議** **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。やはりこういったことは川棚町だけで考えとっても、全国的にはまだ通用しないわけですね。やはり先ほども言いましたように、全国にやはり川棚町を売るためにはどうしたらいいかっていうことを考えていかなくちゃいけないと思います。それで、前回でしたかね、「ながさき移住のススメ」っていうのが発行されて川棚町とか、各町がですね、したパンフレットがあるわけですけど、川棚町のサポートメニューと言いますかね、そういった専用ホームページ、現地案内、空き家バンク、起業支援ってあるんですけど、ただこれだけなんですね。ただ、東彼杵町とか波佐見町で移住者が増えているところは、それに移住体験ツアーとか、あるいは住まいに関する助成とか、そういった項目が入っているわけですね。だからやはりそういったことも川棚町を知らなすぎるんじゃないかと思うんですね。やはり比較をしたときに、ああやっぱり東彼杵町はこういったものがいっぱい書いてある、波佐見町はこういったものが書いてある。じゃあ川棚町はこうなんかない、となるとやはり移住する人もなかなかやはりいっぱい書いてあるところに移住したいと思うんですよ。それでこの「ながさき移住のススメ」、これ県の方から出てると思うんですけど、これの新規、新しく発行するような考えは、あるいは県に要請をするとか、そういう考えはありませんか。

**議** **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** まず県が発行している「移住のススメ」ですね、こちらにつきましては、町の方でですね、これを発行するという考え方はありません、まずですね。それと、県の方が今後この「移住のススメ」をどのようにしていくのか、こちらも把握しておりませんので、その状況について県の方に確認してみたいというふうに考えております。以上でございます。

**議** **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** ちなみに、昨年やったですかね発行されたのが、移住者呼び込み大作戦チラシというのがあったかと思いますが、その改訂版あたりは予定はないんですか。

**議** **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。そちらの方には川棚町の移住の施策と、例えば保育園の状況とかそういうところも併せて載せてあるわけなんですけれども、これは1枚で見れば川棚町の移住していくに当たりまして川棚町の状況がわかるということで作らせていただきました。こちらにつきましては、堀池議員の方からも内容が変われば作成すべきではないかというふうなことでご質問を受けておりますので、内容が変われば新たに作成したいと思っております。今のところ大きな変更があっておりませんので、今のところ予算計上等は行ってないところでございます。以上でございます。

議 長 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。次に移住・定住者への支援策の充実ですけど、これはまち・ひと・しごとあたりでも何項目か出ています。やはりそのほかにですね、他所の町のことはあんまり言いたくないとですけど、波佐見町定住促進ガイドとか、彼杵町は結構そういったことに対して綺麗にというか、わかりやすくパンフレットを作っているんですね。ただ川棚町は、ただホームページに掲載をしています、それだけなんですよ。やはりこういった定住奨励金とかそういったものをもっと充実して1冊の本にまとめてするべきだと思いますけど、考えを聞きたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい、堀田議員のご質問にお答えいたします。今のところですね、本町の施策自体があまり多くないということで、作成しても見栄えがちょっとあまりよろしくないのかなというところがあってですね、現在はまだ作っていないという状況でございます。そして、今のところですねそれを作成する予定も持っていないという状況でございます。以上でございます。

議 長 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。ちなみにですね、波佐見町の定住奨励金ですけど、町内の建設業者が施工を行った新築家庭ですね、これには現金40万プラス商品券10万円、あるいは町外の建設会社が施工を行った新築家屋で現金20万円プラス商品券5万円、あるいは未入居の建売住宅を購入した場合は現金20万プラス商品券5万円、それから中古住宅を購入した場合は現金10万円と商品券5万円、それから転入してきた場合1世帯当たり現金10万円ですね、それから町が指定する行政区に転入・転居した場合も1世帯当たり現金

10万円、それから転入をしてきた世帯で中学生以下までの子どもがいる家庭は子ども1人につき現金5万円。こういうふうな定住奨励金みたいなものがあるわけですね。東彼杵町も一緒なんですね。お試し住宅から、持ち家奨励金とか、空き家改修奨励金とかそういったものがずっとわかるようになってるわけですね。川棚町にはそれがないんですよ。だからやはり移住者の方が、例えばホームページあたりを見られてそういった移住・定住の項目をクリックされたときに、やはりどうしても比較をされるんですね。やはりそこはやっぱりもう少し移住・定住に本腰度を入れるのであれば、やはりそういうことをもっと考えていってもいいんじゃないかと思えますけど、町長はどのように考えられますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。今議員が各町の定住奨励策について説明があったわけでありまして、今それを聞いておりますと川棚町と比べてみて、川棚町の場合は見劣りはするなということは感じております。そこで思うんでありますけれども、例えば転入の際に子ども1人10万円支給するからというそういった要件で転入、定住を決められる方というのものもあるかもしれませんが、やっぱり町全体の施策、例えば子育て支援施策であるとか、学校教育のレベルの高さとか、あるいは町の自然環境とか、そういったものを総合的に判断して転入あるいは定住を決められる方が多いんじゃないかというふうに考えております。もちろん財源が潤沢にあれば、今ご提言があったような制度をつくることはやぶさかではありませんが、現状では大変厳しい状況であります。したがって、先ほど言いましたようなまちの全ての施策についてレベルを高めていくということが転入、定住につながるのではないかと、このように思っているところでございます。議員の意に添いかねますが、そういった状況でありますことをご理解を賜りたいと存じます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。確かにですね、日本全国でそういう移住者が多いところは、医療とか、それから教育環境とか、住宅環境とかですね、住宅支援ですね、それから手厚い子育てをするための手厚い支援、そういうところがやはり移住先に選ばれているわけですね。じゃあ、町長の言うようにそういう

ことをもっとアピールするべきと思うんですけど、「自然を愛し 暮らし輝くまち」というキャッチフレーズがありますけど、やはりもっとそういうことをですね、もっとやっぱりアピールしていくべきと思うんですけど、なんか足りないと思うんですけど、町長の考えはどうでしょう。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。確かに先ほど議員からご指摘がありました町のホームページについても、他町と比べたら非常に見劣りがする、みすぼらしいというような発言もありましたが、全くそのとおりでありまして、これにつきましてはホームページのリニューアルを考えておりまして、そういった中で先ほど企画財政課長も言いましたように移住あるいはそれらの支援策についても十分なPRができておりませんので、これを機会にそういったことを全てにおいて検討をして、そして新しいホームページにしたいと、このように考えております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。前向きにそういうことを考えるということですので、やはりこの移住・定住先というのは、この前説明であったように、島の方が結構人気があるというふうなことを聞いております。ただ、これに対してですね、それ以上に子育て、あるいは子育てしやすい環境とか、大自然があり、あるいは自然災害が少ないということをもっとやっぱりPRをしていくべきだと思うんですね。やはりガイドブックとか、あるいはホームページ、あるいはああいった移住相談会、福岡とか大阪であってますけど、そういったところにもっと川棚町のいろいろなパンフレットとか何とかを持って行って、他所に負けないくらいの川棚町をアピールしてもらいたいと思います。そしてまた、川棚町に移住者が増えることを願って私の質問を終わります。

( 1 4 : 0 8 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 4 : 0 8 )

(…休 憩…)

( 1 4 : 2 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、小田成実議員。

7 番 小 田 議席番号 7 番、小田成実です。通告にしたいがい、自治会バス運行の可能性について質問します。

西部 10 地区においては、平成 29 年 4 月に議会の総務厚生委員会からの情報提供があった「自治会バス」の運行について、導入することとし、西部地区自治会バス運行協議会を立ち上げられました。当時の先進地の視察や国土交通省九州運輸局長崎運輸支局へ数回出向き、調査や指摘された改善点を修正し、町へ要望書を提出されました。平成 30 年 12 月には町からの補助要件も示され、実現の見通しも見えてきましたが、長崎運輸支局の運輸企画専門官が代わり、再度問題を指摘されました。

その内容の一部抜粋であります。①あくまでも「自治会活動の一環」でなければならぬため、協議会ではなく、各自治会の規約等にそれぞれ自治会バスの運行について規定し、自治会として実施する必要がある。

②町からの補助金については、補助の中に「運転手の人件費や報酬等」が含まれる場合は有償となる。そのため、自治会費と補助金の使途を明確に区分し、補助金に「運転手の人件費や報酬等」が含まれないよう十分に管理を行う必要がある。

以上の点を注意すれば運行は可能と思われるが、運行主体が協議会であることから、補助金の使途・解釈等により判断が異なる場合があることや、他の自治体でも実際に有償と判断される事例があったように、時間の経過により、管理体制が変化し結果的に有償での運送と判断される可能性が高いことから、今後も含め注意が必要となりお勧めできない。一方で町が運行主体として運行し、運行業務を協議会が行うのであれば実施にあたっての支障はないとの意見が述べられました。

私は総代として協議会役員の一員でもありますので、自治会バスの運行は実現できないのか、次の点を尋ねます。

①指摘された協議会は、自治会活動の一環として、10 地区が連携して活動するものであると町が認め、運輸支局に理解を求める考えはないか。

②時間の経過により管理体制が変化していくとの指摘には、町が管理状況について指導し、継続運営にあたると言えないか。

③町が運行主体として運行し、その業務を協議会に委託できないか。

④高齢化が進む中、外出支援等を必要とされる方は多いと思うが、町とし



ての対応策はあるのか。以上、質問いたします。

**議 長** 町長。

**町 長** 小田議員の自治会バス運行の可能性についてのご質問にお答えいたします。

ただいま議員からは、4つの項目についてご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。この自治会バスにつきましては、平成29年3月の定例会の一般質問において、ほかの議員から質問があったところでありますが、その際は、要約をいたしますと2つのことを答弁として述べております。

まず1つは、「あくまでも、地域の自治会が自発性をもって制度を構築すべきであり、地域自治会が事業主体となって継続的に運営されていく制度であれば行政の支援は検討していくこととする」ということ。

2つ目は、「行政が主導的に関わっていけば、道路交通法、道路運送法等の規制がかかるので難しく、自治会が主体的に関わり、道路運送法等の規制がかからない範囲で立ち上げることに意義があるのであって、それに対しての支援はやぶさかでない」ということ。この2点を申し上げます。

その後、西部10地区におきましては、西部地区自治会バス運行協議会を立ち上げられ、熱心に取り組まれてきたことは十分承知をいたしておりますが、申し上げた2つの方針については現在も変わりませんので、このことを前提として答弁をさせていただきます。

まず①の「協議会は、自治会活動の一環として、10地区が連携して活動するものであると町が認め、運輸支局に理解を求める考えはないか」につきましては、ご質問の中において指摘されたように、計画されている自治会バスについて、道路交通法等の規制の対象とならない有償性がない運行であると判断するためには、運輸支局から「あくまでも自治会活動の一環でなければならないため、協議会ではなく、各自治会の規約等にそれぞれ自治会バスの運行について規定し、自治会として実施する必要がある」との見解が示されております。このことについて、協議会が計画されている自治会バスの制度が有償性がないかどうか、さらに、道路運送法等に抵触しないかどうかを判断するのは、町ではなく運輸支局であり、町がその事業の適否を判断して運輸支局に理解を求めるということは、法的に適当ではないと判断され

ますので、町として行う考えはありません。

次に、②の「町が管理状況について指導し、継続運営にあたると言えないか」とのご提言であります。自治会バスについては、冒頭で申し上げたように地域自治会が事業主体となって継続的に運営されていく制度であることが基本姿勢であり、そのことに対し、町が指導という立場で関与していくことは、その基本姿勢から外れてしまうこととなります。また、運行主体である協議会に対して、管理状況等について、その法律上の適否を判断し指導する権限を有するのはあくまでも運輸支局であり、町はその権限がないので、②の方法を取ることは不相当であると、このように考えるものであります。

この①及び②につきましては、これまでの協議の中において、運輸支局から、自治会バスの事業が道路運送法に抵触しないかどうかの判断は、形式面ではなく実体性をもって判断をするという見解が示されておりますので、改めて申し添えておきます。

③の「町が運行主体として運行し、その業務を協議会に委託できないか」につきましては、「町が運行主体として運行」するとなると、冒頭に申しあげましたように「地域自治会が事業主体となる」という原則から異なる方向の施策になってまいります。このことにつきましては、町の公共交通としての施策をどのように行っていくかということに関わる問題であり、他の地域に対する施策も含めて、十分に研究することが必要であり、現時点では、その実施は難しいとこのように考えております。

④の「高齢化が進む中、外出支援等を必要とされている方は多いと思うが、町としての対応策はあるのか」につきましては、現在、生きいきタクシーの制度を設けておりますが、そのほかにも介護保険の介護予防事業として、運動と買い物支援体験会の事業を3月に2回実施するよう計画をいたしております。これは、高齢者への運動と買い物支援により、運動機能の低下や閉じこもりを防止し、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、日常生活の自立を支援するもので、今回は、新谷地区と西小串地区のおおむね65歳以上の方を対象としておりまして、まだ実証実験の段階の事業であります。このような試みを重ねながら、今後どのような施策を設けていくか、研究してまいりたいとこのように考えております。以上、答弁いたします。

**議 長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。まず①と②をですね、合わせたような内容でちょっと再質問をさせていただきますけども、我々は、10地区の運行協議会はですね、役員がメインでありますけども、運輸支局に数回足を運んで、指摘された内容をですね、全てクリアをして、2回要望書を提出をいたしました。それで、運輸支局から指摘をされたですね、以上の点を注意すれば運行は可能であるというところまで持っていったと思います。我々自身がですね、運輸支局へ出向いて調べをいたしました。調査もいたしました。運輸専門官から聞き取りもいたしました。相談もいたしました。このような中でですね、町の担当課、担当の部署としてはですね、運輸支局の方へ出向いて調査をしたり、聞かれたり、そういったことはされたのかお尋ねいたします。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい、お答えをいたします。私どもの方から運輸支局に出向いて調査、あるいは見解を伺ったということはありません。以上です。

**議 長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。地区住民がですね、一生懸命こういうふうにして前向きな取り組みをしようと頑張ってるんですよ。町長が施策等に関する町長説明書の中にもですね、住民と行政との情報、意識の共有化、こういったことを十分図っていくというふうに町長は述べられておりますけども、我々10の自治会の役員がですね、この協議会として数回も運輸支局をアポイントを取って訪ねて調査をしてきているんです。これに対してですね、我々が一生懸命相談をしている町側がですね、運輸支局に1回も訪ねて行かない、問い合わせをしない、また運輸支局の担当官からはですね、町の担当の方はどうなさってるんですかと、普通これだけ住民の方が問い合わせとか来るような状態であれば、町の担当者はもっと動くだろうというふうな話も聞いておりますけども、この状況は町長どう思われますか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。担当課長の方が経過について詳しく知ってると思いますけれども、まず今回の問題は、小郡市で自治会バスを運営されているということで視察等がなされて、それを参考に川棚町でも立ち上げようということでこれまできているんだというふうに認識をいたしてお

ります。そこで、小郡市の自治会バスの運行についても、当時は極めてグレーだった実施形態が、明確に法律に違反するということで、陸運局からの指摘がなされて、現在どうされているのかはちょっと承知をしておりませんが、そういった中で川棚町に立ち上げようとした場合には、どこに問題があるのか、担当課としては十分研究をしていると思います。1つは、あくまでも自治会が主体的になって関わっていくということ。それから、有償制ではあってはならないということ。この2つが大きな課題だったと思います。これをクリアするために地域の皆さん方は何回となく陸運支局に足を運ばれて、これまで研究を積み重ねてこられたことは十分承知をいたしております。そういった中でもこの2つはクリアされておられません。そういった中で今議員からはこのようなご提言があったのではないかと思いますけれども、先ほど壇上で言いましたように、この問題については町の立場で判断できるものではありませんで、あくまでも法律を司る、いわゆる陸運支局、道路運送法をどう解釈するかということにありますので、町が今議員が2つの提案をされましたけど、そういう立場で解釈をして、そしてこれを支援するということにはならないという判断のもと、そういった答弁をしたわけでありませう。これまでのご努力は十分承知をしておりますが、法律の解釈上やむを得ないということで判断をいたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

**議 長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。法律の解釈の点ということはよくわかります。まず私たちはですね、小郡市を参考にして視察に行きました。そのときからですね、若干なグレーな問題であるというふうなことは承知をしました。認識の違いと、あと法の解釈でですね。そういったことがありましたので、指摘をされましたので、運輸支局まで出向いていろいろ調べた上にですね、令和2年2月14日に再度要望書を提出しております。その中にはですね、運輸支局から指摘をされたことをクリアした内容で出しております。改善した地区バス運行協議会の規約も付けて出しております。その要望書の中にはですね、いろいろ文言訂正とか解釈の仕方っていうのを変えてくれというような指摘もありましたので、それを変えて運輸支局の方にもですね、その内容の規約の改正した内容も見ていただいております。そうしたことでよってですね、道路運送法に抵触しないというふうなことでありました。要するに、道

路運送法上の許可登録を要しない方法であるというふうなことも運輸支局で頂いておりますので、あくまでも自治会主体で、自治会が自ら10地区でありますけども、それが協力をしてやるというふうなことをですね、指摘されたことはクリアをして2回目の令和2年2月14日に要望書を提出してるんですけども、ここあたりはどうなのでしょう。それでも自治会主体ではないと言われるのでしょうか。お願いします。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** 小田議員おっしゃるように令和2年2月14日付けで要望書をいただいております。その後こちらとしてはですね、先ほど運輸支局に向かなかったということを再三おっしゃられますけれども、私どもとしましてはですね、令和2年6月26日に最初の会議を運輸支局を交えて協議会と担当課である私総務課長そして担当係長と、それこそ文字どおり同じテーブルについて協議をしたわけでありまして。その際にグレーの部分が出てきたということをおっしゃったのは小田議員も同席の上お聞きであったと思っております。ですからあくまで私どもとしましてはですね、令和2年2月14日の要望書の時点のクリアされたとおっしゃっている部分、これに監督官庁である運輸支局から待たがかかったと、異なる見解が示されたというふうに私は理解をしております。ですから、令和2年2月14日時点の見解というものが変わったということですね。ですから6月に、これもそのときはですね、運輸支局から町に出向いてくるので、そういう協議の場を作っていたかということでしたのでそういう場を設けたわけでありまして。そこでまずもってグレーゾーンというのが、九州運輸局管内でもいろいろと出てきているというそういう事情も説明をされたです。これは私は、九州管内でですね、いろいろと出てきたということは説明を受けたのは覚えております。そしてさらに、2年の11月20日、また再度同じテーブルに着く場を設けまして、ここでも同様に見解が示されまして、このような最終的に今日、小田議員が質問されたような2点の面でいかななものかという、そういう見解が示されたわけですね。ですから、令和2年2月14日のことを今言われてもですね、監督官庁である運輸支局がそういう見解ですので、私どもとすればそれに従うしかないということでありまして。この点は小田議員も十分承知されていると思っておりますので、事実として改めて申し上げます。以上です。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい。今総務課長が言われたことは私も記憶にしております。ただやっぱりそこら辺でですね、若干の意思の疎通というか、意見が取り方の若干の違いがあったことは認めます。が、がです、再度自治会バスの運行に対する意見についてというふうなことでですね、私のところに届いたのがですね、令和2年の9月23日にですね、運輸支局の方から意見が来ております。その内容は私が登壇したときにですね、①②と言ったことの内容がその文には記されております。その文章の中にもですね、「以上の点に注意すれば運行は可能と思われる」というふうな文言があります。私たちはその指摘をされた以上の2点というのをですね、注意をしながら運行をしようというふうに考えていたわけなんですけども、やっぱりそれでも町としては後押しはしていただけないんでしょうか。再度お尋ねします。

議 長 町長。

町 長 お答えします。この問題については、基本的には町としては後押しをしたいという考えでこれまで対応してきております。と申しますのは、川棚町では以前木場線とか大崎公園線にバスが走っておりました。これが時代とともに廃止になりましたので、川棚町としてはコミュニティバスの運行が必要であるということで、実は平成23年3月に策定いたしました第5次川棚町総合計画の中の公共交通の整備という中で、バスの利便性の向上ということで、まず路線バスの維持を図ろうということで補助制度を設けております。そして2つ目が、コミュニティバスなどの新たな公共交通体制を構築しようという目標を掲げておったわけでございます。そういった中で、コミュニティバスの運行について協議検討をしてきましたが、現状で国道・県道に路線バスが運行されている、あるいはその他の条件下の中で、町がコミュニティバスを運行するということは極めて、100パーセントに近く困難であるという、そういった状況を認識をいたしましたので、このコミュニティバスの運行については諦めたところでありまして、そこで、後期基本計画におきましては、1番目の路線バスの継続に関することについては継続することといたしまして、本町の交通体系の日常に則した公共交通体制を構築するという、こういった後退して方針を定めております。今はその後期基本計画に沿って、検討をしてきているわけでありましてけれども、その中で今議員

から話があります西部地区のこの自治会バスにつきましては、町としては期待をしておったわけですが、やっぱり先ほど総務課長も言いますように担当官庁がOKを出さない限りはこれは町としては補助金の支援は難しいという判断を今しているところであります。議員からは町で立ち上げてそして西部地区の自治会に、いわゆる協議会に委託をしたらどうかというふうな提言もありましたが、町が事業主体になるということは先ほど言いましたようなことで現状ではできませんので、これについては今はお答えできないということで答弁をしているところであります。是非ご理解をいただきたいと思えます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。後押しをしたいというふうに今答弁いただきましたけども、我々もすすがる思いで後押しをしてほしいというふうなことでですね、令和元年7月11日に地域担当職員制度を活用しようと思って、その申請書を出しました。そこには内容にもちょっといろいろ教えてくださいというふうなことも文言に書いていたかと思えますけども、後押しをしたいというふうなことがあるのであれば、この私たちが地域担当職員制度に申請をした会議にも1回来てもらいましたけども、そのあとですね、地域の住民がこれだけのことを取り組んでいるというふうなことで、何か協議とか話し合いとか後押しをしてやろうと、何か調べてみようかというようなことはされたのかお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。後押しをしたいという気持ちを理解してもらっているというふうに思えますけども、そのあとそういった協議をしたのかということにつきましては、今の協議会で運行しようとなさっていること自体が法律に抵触するという可能性が高いという状況でありますので、法律に抵触するような事業の後押しはできませんので、今こういった議論の場になっているのだらうとこのように理解をいたしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総 務 課 長** 私からもちょっと補足をいたします。最初元年の4月11日に地域担当職員の要請があつて、それでそのあと後押しの協力をしたのかと

いうそういうご発言でありましたけれども、私としましてはですね、この問題の根本は許認可の監督官庁である運輸支局の判断が最も大切だというふうに理解をしております。ですから私どもがいかに知恵を出そうと、アイデアを出そうと、運輸支局が言う有償運行に当たらないかどうか、この判断は運輸支局にしかありませんので、それを私どもの知恵や判断で進めることは困難だというふうな判断をしております、それ以上のことはしていないということです。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。知恵とアイデアのことで再度尋ねます。指摘によればですね、各自治会が、自治会の規約の中に自治会バスを運行するとしてあればOKというふうなことを、私はそういうふうには読み取ったんですけども、その地区がですね、10の地区が力を合わせて1つの目的に向かっていくと、それは自治会が協力して10地区で取り上げ事業を進めていく、それを町が認めて、いやこれは自治会の一環として10の地域が協力してやっていくんですよと、なぜそういうふうには知恵とアイデアを出して運輸支局には言ってもらえないんでしょうか。町長にお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。その答弁は先ほど壇上で申し上げたとおりであります。そういったことで努力をされていること自体は承知しておりますので、そのことを町が運輸支局に申しあげても、結局の判断は監督官庁である運輸支局が判断されるわけでありますので、先ほど総務課長から言いましたようなことから考えますと、実現は難しいと、こう考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。もう1つ、これも以前申し上げたんですけど、もしこれが陸運支局のいわゆる法的な部分がクリアできれば実行は可能でありますので、そういったときには町が支援はするという点については、これは以前から約束をしているところであります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** 言われていることはよくわかります。ただ、残念かたですよね。こいだけのことは議会の総務厚生委員会もですね、調査をされて、地域公共交通の運行を実現していくためには自治会バスしかないというふうな結



論まで出しておられます。まあそのあと社会情勢も若干変わったこともあるかもしれませんが、これだけ長い時間かかっているいろいろ調べてしてきたことに対して、私としてはもう少し町としてバックアップあるいは調べていただいて、運輸局に対しても、いや、実はこういうふうな気持ちなんですよ、こうなんですよというふうなことに少しでも言ってもらえるような気持ちが今以上にあつたらなと思います。指摘をされた以上の点を注意すれば運行は可能であるというふうな文言もいただいております。もうこれ以上話をすれば水掛け論になると思いますのでやめますけども、最後にですね、今後の取組についてですね、運動とかそれから買い物支援とかというのを予定をして、例えば今月の町の広報誌に載っていたこれかと思っておりますけども、その内容をですね、お知らせ願いたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。西小串と新谷地区を対象としまして、買い物支援をすると、で、ジャンボタクシーを利用してですね、乗り合わせをしていただいてエレナ班と、それから新鮮市場コスモス班に分かれて、その2か所ですね買い物をしていただいて、また集合場所の方に届けるというような、内容としてはそういう内容であります。今回は3月に2回それを実施する予定にしておりますけれども、今後新年度で一応予算の方は上げさせてもらっていただいておりますけれども、タクシー会社等とのまだ話し合いが十分詰めておりませんので、今後の展開がどういうふうになるかというのはまだ決定しておりません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**7 番 小 田** はい。西小串、新谷地区をモデル地区にしてというふうなことは若干聞いておりますけども、自治会バスを一生懸命何とかしようとしている地区、西部地区、それもその西部の西小串、新谷地区をモデル地区に選ばれたってというのは、町長、何か意図があるんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。私はそのところはタッチしておりませんので、意図はありません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 課としても特に意図はございません。

**議** **長** 小田議員。

**7 番 小 田** すいません、ちょっと言葉遣いを間違っておったところもありました。それでこの仕掛けをしようとしてらっしゃる担当の方ともちょっといろいろお話をしたんですけども、大変いいことであるというふうなことで進めたらどうですかというのは私もお話をしたんですけども、ここの運行主体といいますか、運行主体はどこがするのか。そしてあと1つですね、今この多分モデル地区での取り組みでやって、これがうまくいけば全町に広がっていけばいいなというふうな私の希望もありますけども、その点は、例えば計画的に地区を広げていくとかいうふうな計画はあるんでしょうか。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。うまくいけばということの前提でですけど、中央部ではなくてですね、東部地区であるとか、そういうなかなか買い物に行くに不便なところに関しては、そういった形で今後展開をしていきたいとは思っておりますけども、運行事業者、タクシー事業者の方との今現在の話の中では、なかなかやっぱりそこに事業として、運転手の確保であるとか、台数の確保であるとかっていうところについても、なかなか厳しい部分もあるというふうなお話も聞いておりますので、今後どうなるかっていうのはまだわかりません。以上です。

**議** **長** はい、小田議員。

**7 番 小 田** はい。このモデル地区として取り組まれます運動、それから買い物支援等のもので、この事業がですね、地域に住む高齢者の良き足になるというふうなことを期待をしてですね、全町に広がっていただければと思っております。それからあと、西部地区自治会バス運行協議会はですね、恐らく解散の運びにならざるを得んかなというふうなことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

( 1 5 : 0 0 )

**議** **長** 次に、小谷龍一郎議員。

**2 番 小 谷** 議席番号2番、小谷龍一郎です。通告文にしたがい、一般質問を行います。

子育て世帯の経済的支援について。

子どもが生まれて成長していく中で、小学校、中学校と進学するに伴い金

銭的にかかってくるものが増えていきます。義務教育である中学校卒業までの子育て支援の充実のために、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を増やせるよう、以下の点を尋ねます。

①川棚中学校への進学時の制服購入費を補助することができないか。

②小学校から中学校の期間での習い事などを受けやすくするために助成金の制度が作れないか。以上です。

議 長 町長。

町 長 小谷議員の子育て世帯の経済的支援についてのご質問にお答えいたします。

まず①では、「川棚中学校への進学時の制服購入費を助成することができないか」とのことですが、教育委員会からの資料によりますと、制服の購入費は、男子が約3万3,000円、女子が夏スカートを含めて4万8,500円からとなっており、その他の入学用品を合わせますと保護者の方には入学時には多くの経済的負担が生じるものこのように思っております。今年度の中学校入学者を見てもと120名の生徒さんが入学されておりますので、議員ご提言のように、毎年100名以上の新生児に補助していくとなると、財源の確保が大変厳しいものと思われまます。また、学生服やその他の学用品につきましては、基本的には保護者が負担すべきものであると考えておりますので、子育て世帯の経済的支援策としての入学時における制服購入費助成については、現在のところ実施する考えはありません。なお、生活困窮世帯に対する中学校入学時における制服購入等の就学援助につきましては、義務教育の就学支援制度及び生活保護制度において補助をしておりますが、令和元年度における実績は、準要保護15名、生活保護1名となっております。

次に「習い事などに対する助成制度が作れないか」とのご提言ですが、令和2年度の学校の調査によりますと、学習塾に通っている児童生徒は、小学校で10.54パーセント、中学校で33.94パーセントであり、稽古事に通っている児童生徒は、小学校で48.43パーセント、中学校では21.15パーセントとなっているようであります。全国的に見てみますと、大阪府や東京都文京区などで一部補助を行っている自治体もあるよ

うですが、本町の財政状況では大変厳しいものと思われまます。習い事などはあくまでも個人・家庭の判断で行うものであり、このことにつきましても基本的には保護者が負担をすべきものであると、このように考えております。したがいまして、子育て世帯の経済的支援策としての習い事などに対する補助は現在のところ実施する考えはありません。なお、生活困窮の支援事業として、経済的に塾に通えない学習の習慣を定着させたい子どもに学びの場を提供する事業として、本町のNPO法人「地球っ子」が県から委託を受けて、子どもの学習・生活支援事業を実施をしているところであります。今年度は17名の児童生徒が通っているとのことですので、経済的に塾等に通えない子どもたちはそういった事業につなげていけるよう今後も対応していきたいとこのように考えております。

今回議員からご提言があった2つの事業につきましてもは、要望に沿うことはできませんが、子育て世帯の支援については、国・県及び本町の様々な部署で取り組んでいるところであります。教育の支援としては、令和元年度10月からスタートした、幼児教育・保育の無償化や、義務教育の就学支援制度、特別支援教育の就学支援制度、生活保護支援制度、諸々の奨学金支援制度、子どもの学習・生活支援制度、このようなものがあります。また、経済的支援としては、妊産婦健診の助成、出産手当金、児童手当、子ども医療費、児童扶養手当、障害児福祉手当など、その他、多岐、多種にわたる支援対策を講じているところであります。このような多岐、多種にわたる子育て支援施策については、保護者や子どもたちがこうした制度を知ることなく、活用することができなければ、将来の選択肢を狭めてしまうこととなりますので、そのようなことがないように、今後もしっかりと各種制度について周知を図り、スムーズに支援策につなげられるよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 今の答弁からしますと、財源的に厳しいということで、実施は難しいというような答弁だったかと思いますが、まあそこは予測をしておりました。それで、就学支援制度等に関しましては、準要保護世帯等、そういうところ出されているということは確認はしております。それでそこに

ついてですけども、確かに制服、私もちょっと金額調べてきたんですけども、今町長が言われたような金額がかかってきます。そのほかにかばんであったり、体操着であったり、諸々を含めたらやっぱり入学時に10万以上かかってくるんじゃないかということで思っております。あと制服に関しましても、年々洋服屋さんの仕入れ価格が上がっているようで、徐々に金額が上がっているということも聞いております。確かに制服、理想としては全額補助できればいいというのが理想ではあるんですけども、実際かかってくるお金というものは、確かに10万以上というものはかかってくるのは現実にあります。ですのでその一部でも補助ができればということで提案をさせていただきたいんですけども、そのような考えということは検討できないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。今回のご質問では全額補助、いわゆる現金支給じゃなくして現物支給という考え方で答弁をさせていただきました。その中で今一部でもということが出てまいりましたが、これも非常に難しいと思います。例えば制服を新たに求める場合は、ごく一部かもしれませんがお兄ちゃんの制服を譲ってもらうという方もあるかもしれません。そういった場合に、一部助成となりますと現金支給となりますので、譲ってもらう方についてはそれが有効に使えないという状況も生じてまいります。したがって、そういった制度の構築が非常に難しいということもあります。もちろん第一には財源的な課題であります。そういったことで一部でも補助できないかということについても、できないということでお答えをさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 今回この一般質問をですね、この3月議会に出したというのはちょっと意図がありまして、次年度の予算この3月定例会で出されると思いますけれども、それに反映することはまず厳しいだろうということで考えております。どちらにしても令和4年度以降の予算に関係してくることかと思えますけれども、それまでに検討期間を長く持っていただければという意図で今回3月に出しております。それで、今一部ということでも厳しいということで答弁がありましたけれども、私もいろいろ調べましたところでは

ね、今回制服で出してるんですけども、この購入費として確かに現物支給ということもありますけれども、他の自治体ではチケット制といいますか、金券といいますかですね、学用品に使える金券ということで出しているところもあるようですが、そのような検討ということもやはり厳しいでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。基本的には財政的な課題があって、財源の確保の問題からこのご提言には応じることができないという答弁をいたしております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 財源が厳しいということは予測はしておりましたので、そこもちょっとお聞きしたいことがあるんですが、ふるさと納税の使途に關しまして、教育関係とか町長の采配といいますか、その部分での納税、寄附金の分があるかと思えますけれども、この事業自体に関してはもちろん町単での事業になるかと思えますので、財源的に厳しいということは考えてはおりました。ですので、そのふるさと納税等そういうところでの活用ということができないか、そこをお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。ふるさと納税のそういった制度構築をすれば対応は可能であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 対応が可能であるということでしたら、まだこれから検討する期間は十分あるかと思えますので、検討していただけないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。制度上、制度をつくれば可能であるということでありまして、基本的には現在制服購入に対する支援は考えておりません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 今のところで、制服に関してはちょっと厳しいということですので、2番目の方に移りたいと思いますが、習い事に関して、先ほど数字を出されましたが、学習や稽古事、あと町長の答弁の中に大阪や東京であっ

ているということも答弁の方でありましたが、私の方でも大阪の塾代助成事業のことについてちょっと調べております。それですね、こちらも財源的に厳しいということが言われましたけれども、大阪のことを例にとりますと、約7年ほど前、6、7年前くらいから実際実施されております。今年の1月にですね、実施状況ということで報告書が出されていたのでですね、それをちょっと見ていたんですけども、まず平成24年の9月に一部地域で試行実験がされております。試行実施ですね。この場合、少額から、金額的に、現在月額上限1万円ということで支給がされてるみたいですが、最初の試行実施のときには1万円ではなくもっと少額ですね、試行的に一部の地域で実施されております。その翌年から全地域に展開されているんですけども、こちらですね、実際行って今6、7年経っておりますので、この中でですね、実際生徒たちのアンケートであったり、保護者のアンケートであったりとかというのがですね、集計されて出されております。この中では生徒に関しても保護者に関しても非常によく活用されているようで、学力向上にも実際つながっております。やはり習い事に行きたくてもなかなか親に言い出せないといいますか、子どもの遠慮といいますか、自分の家はある程度お金がないので言い出せないとかですね、そういうのもこの支援があることによって言うことができ習い事に行けるようになったとかですね、やはり子どものうちからいろいろな経験をさせることができるようになったとか、そういうアンケートの結果が出ております。私が見る中ではメリットしかないような事業であって、実際財源的には厳しいというのは先ほどの制服の件でもあったんですが、試行的にですね、少額でもいいので、実際全員の生徒が活用するとなるとそれなりの金額になってくるかと思うんですけども、ある程度の条件を付けて実施するとなれば、予算的にもそこまで多額の予算ではなく少額の予算で実際実施できるんじゃないかと思うんですけども、その分での検討っていうものはいかがでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。特に町の施策としてそういった事業が要請をされているのか、今初めて議員から話があったわけでありまして、先ほども言いましたように、まずは現在ある制度を活用してもらいたいというふうに考えております。先ほど言いましたように、県からの委託を受けてNPO法人

が実施をしておりますので、もしそういった希望者がいらっしゃったらずはそれの活用をお勧めいただければというふうに考えます。そして、県内でもこういった事業に取り組んでいる市町は多分ないというふうに思っております。そういった中で、川棚町が今率先してそれをしなければならないような背景というのも私自身まだ把握はしておりませんので、今後の課題とさせていただきます。以上でございます。

**議** **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 今の答弁の中ですぐに実施しないといけない状況じゃないということで町長が言われましたけれども、実際小学校等の学力調査等では全教科平均以下ということで、どうにかしてあげないといけないという現状があるかと思っております。そこで、先ほど数字で言われましたけれども、私習い事って書いてますんで、スポーツから文化面から全てに関してということで出しておりますが、例えば学習面で言いますと小学校で10.54パーセント、中学校で33.94パーセントと言われましたけれども、実際習いに行きたくても、なかなか学習塾等数がありませんし、川棚町全域で実施されているわけではないと思います。そこでですね、コロナ禍もありましてこれから新しい生活様式となっていくと思います。その中では学習塾等に関しましても、オンラインでの学習塾等今からどんどん増えてくると思います。実際今でも増えてきていると思います。そういうのに対してもですね、この助成制度の中に入れることによって、この僻地と言ったらあれですけども、田舎ですね、そういう環境が整ってない場所でもですね、学習できる機会というものは与えてやることができると思います。しかしながらやはり、習うには毎月毎月お金がかかってくるということで、そこで躊躇してしまう保護者の方もおられると思います。そういう意味で、やはりそういう機会を増やしてやるためにですね、先ほど試行ができないかということで言いましたが、金額的にはそこまで多く出せないとしても、いくらかでもまず試行をしてみて、そのあとですね、保護者や生徒と実際のアンケート等を実施して、実際保護者等がどこら辺を求めているのかということ調査した上で本格的に、もしやれるのであればといいますか、希望があるのであれば実施すべきだと思いますし、そういうことで現状をまず把握するということが大事かと思っておりますので、そのような行程で実施ができないものでしょうか。



議 長 教育長。

教 育 長 町長に質問だと思うんですけど、学力向上のことを小谷議員から言われましたので私の方からも教育委員会としての考えを述べさせていただきますと思います。やっぱり経済的格差によって学力、将来の進路というのが子どもたちに大きな影響を与えるっていうのはやっぱり現実的にあるんで、そういったものを少しでも解消できたらいいなどは私自身も思うところであります。しかし、学習塾、稽古事というのは先ほどパーセントを示したように、10人に1人、10人に3人の割合くらいで、やっぱりその家庭に助成をするというのでいくと、やっぱりどうしてあそこの、自分も行きたいけど、経済的なところじゃなくて地理的な問題とかで行けないとか、そういったところもありますし、やっぱり全員に行き渡るっていうのが基本じゃないかなと、一部の子どもだけ助成を受けるというのは不平等化につながるんじゃないかなと思っております。それで、学力向上のことに関連しましては、今度GIGAスクールでタブレットを1人1台ずつ整備しております。間もなく自宅に持ち帰って学習できるような環境というのを整えてます。タブレットの中に各学年の算数とか国語とかいろんな教科の学習ができるような整備をしております。インターネットでもそういったこと、オンラインで学習できるようなことも今整備しておりますので、塾に行かなくてもそういった学校の予習復習とかそういった学習っていうのが、今川棚町としては整備出来つつありますので、それを現に川棚小学校6年生あたりはもう繰り返しドリル学習とか、eラーニングっていうソフトを用いて学習したりしておりますので、そういった習い事っていうのを経済的な格差をなくした制度っていうのが川棚町は出来つつありますので、習い事の整備っていうよりもそういった今多額の予算をかけて整備していただいたものを活用して、それを学力向上につなげていこうと、教育委員会では今考えているところありますので、その様子をもう一回見られていただいたらどうかなと思っております。習い事については、各家庭です、自分のうちは水泳を習わせたいとか、バレエをさせたいとか、ピアノをさせたいとか、いろいろ考え方はまちまちだと思いますので、誰でも平等にできるようなことを教育委員会としては望ましいかなと思っておりますので、ご理解していただければと思っております。

**議** **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 今教育長からご答弁ありましたけれども、ちょうど言おうと思っていたことでした。私は先ほどオンラインも対象に入れられないかと言いましたのが、今言われたようにG I G Aスクール構想によりまして、タブレットが配備されております。本町はほかのところよりも、現状先進地であるということで把握はしております。今言われましたように、実際ドリルであったり、繰り返し学習ですね、家に帰ってからの学習をするためということで、確かに活用されていくというのは良いことだと思いますけれども、これからいろんな環境が変わってくると思います。インターネットの環境に関しましても、町内全域光が引いてありますし、そういうのもできるだけ活用していければと思いますので、そのタブレット等が要は配備されるということは、全家庭インターネットが使えるようになっていくんじゃないかということで考えております。そうなってきた場合、やはり塾等行けないところでも、もう一歩先の学習をしたいという希望があればですね、やはりそこに支援をしてあげるといえるものはあったらいいかなと。実際この事業をしているところでは、数字が出ております。成績が上がったりですね。そういうことがありますので、今すぐしてくれということではありません。今後の検討の中に入れてもらえないかということで今回提案しておりますので、その分で検討ができないか、町長お願いいたします。

**議** **長** 町長。

**町** **長** はい、お答えします。今教育長も答弁いたしましたように、川棚町はこれまでICT教育に力を入れておりまして、もう全国でもトップクラスだというふうに言われておりますが、その成果を期待をしているところでもあります。そういった中で、先ほど言いましたように、習い事に町が助成をするという、そういった状況にあるのかどうか、そこを先ほどから申し上げているわけでありまして。習い事というのは自分の得意なことを伸ばしたりということ、必ずしも全ての学力を向上させるという目的で習い事をさせるということではないわけでありまして、学力の向上ということを考えますとやっぱり、今直ちに町が率先してその制度を構築するという状況にはないのではないかと、こう判断をいたしております。以上でございます。

**議** **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** すいません。学習の方に偏っておりましたので、ちょっと戻りたいと思いますけれども、習い事と言いますとスポーツ関係等、文化面もですね、ピアノや習字や習い事全てに関してということで今回出しておりますが、今日の町長の新年度の予算の施策説明の方ですね、スポーツ関係にしましては、次世代の子どもたちのスポーツライフを支援ということで出されております。このトップリーグの選手等と触れ合うことで、確かに技術の向上等見込めるかと思えますけれども、まずその習いに行っている子たちですね、まず最初に触れる窓口としては、体験入学であったり、いろいろなことをされてると思えますけれども、実際続けていく上で毎月毎月かかってくる月謝、それがいくらかでも安くなればもっと習いに行く機会が増えていくんじゃないかと思っておりますので、確かに経済的な部分で今回出しておりますので、ある程度のラインを引かれるということは仕方ないかと思っております。それで、やはり所得に関して制限を設けるということは仕方ないかと思えますけれども、そういう面でラインを引きながらも、少額でもですね、分野を分けるなりしてでも試行ができないものでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。今試行の方法についてご提言があったわけでありましたが、先ほどから私が申し上げているのは、そういう状況にあるのかどうか、まずそういったことを十分調査をしながら、そこにニーズがあるとすればそれは応えていかなければいけませんので、その段階になって今のようなやり取りができるのではないかと、このように思います。以上でございます。

**議 長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** それではそのニーズがあるかどうかの調査は今後の検討材料として入れていただけるということで理解してよろしいでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。それは先ほども言いましたように、今後の課題として捉えておきます。以上でございます。

**議 長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 終わります。

( 1 5 : 3 2 )

**議** 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 5 : 3 2 )

(…休 憩…)

( 1 5 : 4 5 )

**議** 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** 長 ここで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

( 1 5 : 4 5 )

**議** 長 次に、炭谷猛議員。

**1 1 番 炭 谷** 通告番号6番、議員番号11番、炭谷猛です。ただいまより一般質問を開始いたします。

私と私の長男は、令和元年12月に長崎県による土地収用法により、自宅、宅地、水田、畑及び山林等を、先祖伝来代々と受け継ぎ、そして私が50年をかけて改良・改善し育んできたこれらのほとんどの土地等を、県収用委員会の裁決によって長崎県に強制的に、強引に、そして私に言わせればまるで強奪、収用されました。しかし、土地は買収で家屋は補償であり、家屋は収用ではありません。なぜならば、その補償（補償の種類）は建物移転料です。以下、建物に伴う工作物移転料、動産移転料、立木補償等と収用証明書にはこうあります。今までここにあった家や田や畑が、全てのものが明日からは自分の意としないところで、自分のものでなくなる。なんということでしょう。こんなことがあるのでしょうか。今の平和な日本の中で、公共の福祉のためという口実に惑わされません。許されることではなく闘ってゆきます。闘うすべはあります。世の中は、理にかなない・情にかなない・法にかなないといえます。そして、この土地収用法にも欠点があるのです。つまり、居住権には土地収用法は及ばないのです。それはつまり、日本国憲法であります。私は20年ほど前でしょうか、日本国憲法という小さな本を買いました。その中に日本国憲法第22条、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、転移及び職業選択の自由を有する。何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」、この憲法22条により、居住権は保障されております。我々は、いつまでも現地域で住み、生活を営み、静穏生活権というものも併せて自由なのだと言主張し、今から具体的に一般質問に入らせていただきます。

質問事項、石木ダム建設問題について。

①昨年9月の定例会での一般質問において「石木ダム湖の水と場内浅井戸との水の水質条件の比較につきましては、まだ石木ダムが出来ていない状況でありますので、比較は不可能であります」と町長は答弁をされました。ダムの水の水質比較調査を行うには、県内外にダムはいくらでもできており、比較ができないということはないのであり、また、石木ダム建設によって町の水道水は根本から変えられようとしているので、最低でも水質条件の比較は川棚町としてはするべきと思っておりますが、この点どう考えておられるのでしょうか。

②佐世保市の1日あたりの4万トンの水量は、石木川に流して山道貯水池より送水するとなっておりますが、ダムのどの分水槽より取り出し、なぜ石木川を流して、通して行うというふうな設定になっておるのか。そのことがまたパンフレット（石木ダム2018年3月）の内容に書いてないのか。表示をされておられません。これについても質問をいたします。

③昭和40年代の石木ダムの基本水量調査、これは川原郷内の石木川である人が毎日記録を取っていたということを私は若いときに覚えております。この貴重な石木川の水量を川棚町はこのことを把握をしているのか。また、記録として県が取っていたということでもありますので、それがきちっと川棚町の中に説明をされ、その内容が保存されているというふうに私は思いますが、ダム建設後の石木川の河川維持流量と水利権水量、これは下流の水利権の保水量の問題であります。このことを合わせた基本流量、どれだけの水が流れていくのかという計画が、水量としてはどのくらいに設定されているのか、これをお聞きいたします。

④ダム建設後の川棚川の本流の基本計画流量、これも大村湾に対して流すべきのはずの基本的流量の問題、つまり維持流量と水利権流量は、どのようになっているのか。

通告事項2項ですけれども、川棚川の山道橋下流域の堆砂砂利の除去、川さらえについて。

①長崎県が現在行っている川棚川山道橋寄りの下流について、河床の堆砂土砂撤去工事は2期工事目に入っているというふうに聞いておりますが、江川橋下流の左岸、つまり栄町側の堆砂土砂の撤去工事が30年ほど前に行わ

れたというふうに私は思っておりますが、これがいつ頃どの内容で行われたのか。また、今の2期工事が終わった場合に3期工事目として次に下流の方を行われるのか。また、江川橋下流の土砂が非常に堆砂が増えているということは誰が見ても明らかであり、あそこに以前は私どもがいかだ競争をしたときには、あそこはかなりの深さがあったわけですが、それから30年近く全くされていない。そういったものについて今後予定がどうなっているのか。こういった問題についてお聞きをいたしたいと思っております。

②現在の長崎県知事の中村法道氏は6年前に川原郷公民館において、城山公園裏の護岸工事と河床工事、つまり浚渫、つまり土砂撤去事業工事を行えば、今までの水害は防げるということを発言をいたしております。また、今年1月23日川棚公民館において、元建設省土木研究所次長、工学博士であります石崎勝義さんの講演会が行われましたが、石木ダムがなくても川棚で水害は起こらない。また、川棚川の治水対策は、川さらえで大丈夫とはっきり言われ、川棚の下流より波佐見の中流域まで視察も行われました。以上のようなことがあり、私たちは本当にダムが必要なのかということは今まさに川棚町民にとってどうなのかということで基本的にあると思っておりますので、是非この点を町の施策として町長の指針をお聞きしたいと思っております。以上、登壇してでの質問といたします。

議 長 町長。

町 長 炭谷議員のご質問にお答えいたします。

ただいま議員からは、2つの項目についてご質問をいただきましたので、まず「石木ダム建設問題について」のご質問にお答えいたします。

今、議員も述べられましたように、昨年9月定例会一般質問において、「石木ダムが建設された場合の美味しい飲料水の確保について」のご質問をいただきましたので、その中で「場内浅井戸と石木ダム湖の水と水質の比較はどうなっているか」とのご質問をいただきました。その折には「まだ、石木ダムができていない現状では、水質の良し悪しを比較することは不可能である」旨の答弁をしたところであります。そこで、ただいま議員からは、「県内外にはダムはいくらでもあり、できないことはなく、最低でも水質条件の比較はすべき」とのご提言をいただきましたので、お答えをいたします。まず、本町では、水道法及び関係法令に基づき、定期的に、あるいは必

要に応じて臨時に水質検査を行っており、その検査結果をホームページに掲載し、公表をしているところであります。県内の他の事業体におきましても、同様に水質検査が行われており、その結果が公表されております。その中で、ダム貯水池の水と河川の水を原水としている浄水場の場合は、その両方の水質の検査の結果も公表されております。その検査結果を比較してみると、検査項目によっては、ダム貯水池の数値が河川水の数値よりも良いということもありますし、同じ検査項目でも時期によっては数値が逆転しているということもあり、一概にどちらの原水の水質の方が良いとか、あるいは悪いとか言えるような数値にはなっていないようであります。例えば、佐世保市水道局の場合、山道堰において取水されている原水の水質検査結果と、下の原貯水池の原水の水質結果を比較しても、同様の結果となっているようであります。ご承知のとおり、河川においても、またダム貯水池においても、その水質については、気候や降水量などの自然環境や周辺の地形など様々な要因によって変化するものであります。昨年9月議会でも申しあげましたが、実際の石木ダムの水質につきましては、ダムができあがったあとに水質検査を行って初めて、その結果が得られるものというものであります。先ほど申し上げたダム貯水池の水質データについては、完成後の石木ダムの水質と必ずしも一致するということではありませんが、現在入手できる同様のデータを用いて比較検証を行い、ダムの水を原水として使用した場合においても、安全な水道水を、より安定的に皆さまにお届けできると、このように思っているところであります。また、ご質問の中に、「石木ダム建設によって町の水道水は根本から変えられようとしている」旨の発言がありましたが、山道浄水場における3つの水利権のうち、石木川からの取水が、石木ダムからの取水に変わりますが、川棚川からの日量2,500トン、場内浅井戸の日量7,500トンについては変更はありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。したがいまして、根本から変わるというものではございません。

2番目のご質問は、ダムの構造的なことや佐世保市の利水に関わること、そして県が作成いたしましたパンフレットに関することですので、私が答える立場にはないのかもしれませんが、せっかくのご質問でありましたので、県に問い合わせを行い、その内容についてお答えをさせていただきます。

最初のご質問の「なぜ石木川に流すのか」につきましては、「佐世保市は、現在取水している川棚川本川からの日量1万5,000トンに加え、新たに石木ダムからの補給により、日量4万トンを山道橋地点において取水する計画となっている」とのことです。したがって、石木ダムから一旦石木川に流すのではないかと、このように思われます。また、「佐世保市の取水方法については、平成30年3月のパンフレットには、紙面の都合上掲載していない」とのことです。特段の理由はないということでありました。

次に、3番目の前段のご質問について、議員がおっしゃる昭和40年代の石木ダム計画の基本水量調査というものにつきましては、川棚町では把握をいたしておりません。

次に、基本流量や計画基本流量についてのご質問ですが、これは正常流量のことと判断して、答弁をさせていただきます。正常流量とは、流水の正常な機能を維持するために必要な流量であって、維持流量と水利流量の両方を満足する流量であると、このように記されております。県からは「石木ダムからの補給によって、10年に1度の確率で発生する規模の渇水時においても、既得水道用水、既得農業用水等の水利用及び動植物の生息地又は生育地の状況等を総合的に考慮したうえで、山道橋地点において、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保する」とのことです。そこで、石木川については「ダム完成後において、既得農業用水等で日量450トン、そして佐世保市上水道4万トンの水利流量が加わった利水流量と維持流量の両方を満足する流量を、石木ダムからの補給によって確保することとなっている」と県から説明を受けております。

そして、4番目の川棚川については、「ダム完成後には山道橋地点において、川棚町上水道で日量2,500トン、佐世保市上水道で日量5,500トンの水利権を満たす水利流量及び取水後の維持流量においても、1月から3月は毎秒0.09トン、4月から12月は毎秒0.12トンの流量を、石木ダムからの補給によって確保することになっている」と県から説明を受けているところであります。

次に、「川棚川の山道下流域の堆砂砂利の除去、川さらえについて」のご質問にお答えいたします。

まず、①の長崎県が現在行っている川棚川河川改修工事は、現在、2期工



事として、城山公園付近の掘削を実施中であり、令和3年度に3期工事として、江川橋上下流の掘削を実施する予定である旨、県から説明を受けております。なお、江川橋下流の掘削につきましては、平成6年から平成13年頃に行われているようであります。

次に、6年前の知事の発言に関してであります。平成26年7月11日に川原公民館において、反対されている地権者の皆様方と知事との面談があり、その折、佐世保市長とともに、私も同席をさせていただいたところであります。そのときの知事の発言は「これまでの過去の雨を前提にすれば、改修をすれば流下能力はあるということです」「改修が済んだ段階で、そういう能力を備えるものと思っております」と弁護士からの質問に、このように答えておられます。そこで議員からは「今までの水害は防げると発言しており、石木ダムは不要である思えるが」とのご質問であります。県のホームページでも公表されておりますように「現在進めている河川改修の整備が終われば、過去の洪水は計画水位以下で、安全に下流に流すことは可能となりますが、計画規模100分の1の降雨の洪水に対しては、浸水被害が発生します。そのため、石木ダムを建設し洪水調節を行うことによって、安全に流すことが可能になる」とのことです。炭谷議員もご承知のように、昨年の7月豪雨では、全国各地で多くの被害が発生し、特に熊本県球磨川と福岡県筑後川におきましては甚大な浸水被害が生じたところであります。今までは見られなかったような、局地的な豪雨をもたらす線状降水帯の形状が相次いで発生しており、多くの被害が出ているようであります。本町におきましても、いつこのような豪雨に見舞われてもおかしくないような状況であり、川棚川の治水対策は喫緊の課題と、このように認識をいたしております。私たちの川棚町が、より安全で安心して暮らせるまちになりますよう、炭谷議員にも事業へのご理解、ご協力をよろしくお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

**議**            **長** はい。

**町**            **長** 失礼しました。先ほど、「5万5,000」トンと言うべきところを、「5,500トン」と申し上げたようであります。訂正をいたします。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 先ほどの4番の数字についてですが、ちょっと私意味が捉えにくいので、確認をしたいと思いますけど、お願いしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 4問目の川棚川については、「ダム完成後には山道橋地点において、川棚町上水道で日量2,500トン、佐世保市上水道で日量5万5,000トンの水利権を満たす水利流量及び取水後の維持流量においても」ということで、発言をしたところであります。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 0.09トンと言われましたけど、これは何の数字なんですか。

議 長 町長。

町 長 はい。それにつきましては、取水後の維持流量でありまして、「1月から3月は毎秒0.09トン、4月から12月は毎秒0.12トンの流量を石木ダムからの補給によって確保する」と、このようになると県からは説明を受けております。以上でございます。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 はい、了解しました。時間20分しかありませんのでいきなりたいと思いますが、1番目の水量が今までに良い悪いと両方あるというふうなことを例として言われましたけども、これも良いも悪いもどこからか資料を出してきたわけであって、どこかの実績じゃないかというふうに私は思うわけですよ。そうした場合には、今からでも原水のことですから、現実に例えば萱瀬ダムの原水が夏はこうなる冬はなるとか、そういったものはあるんじゃないかと思うんですよね。それでそこを川棚が調べようと思えば調べることはできるわけでしょう。先ほどの例は良いとか悪いとかでしか言われなかったですけども、その現実に流れている水じゃないわけでありまして、なぜそこを調べようというふうなことは川棚町としてはしないんですか。水道水がダムからの水に変わるということはわかっておられるわけでありまして、そこら辺がちょっと私はわかりかねるんですが。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。前回のご質問のときに、「石木ダムか

らの取水もあるからその水質調査を」というご質問がありましたので、それについては、「ダムがまだ完成していませんので、比較検討はできません」と。で、今回「県内外にはほかにもたくさんのダムがあるから、比較できるんじゃないか」ということのご質問をいただきましたので、県内のいくつかのダムの水質調査を調べまして、これは全て公表されておりますので、その資料をもとにどこのダムについても良かったり悪かったりという数値が出ておりますので、そういった状況を答弁をさせていただきました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 数値で出ているならばあとで公表をしてその資料をいただけるということですね。先ほどの答弁では、良いとか悪いとかいうふうな判断であったですけども、原水としての取水調査をされておれば、どこのダムがこういったことであるという経過としては公表できるということですね。あとでいただけるというふうにはいいですかね、理解して。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。ホームページ等で公表されてますので、炭谷議員自らもそれは取得できると思います。ここに私も持っておりますので、それは差し上げて結構だと思います。公表をされておりますので。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 了解しました。次の2番目ですけども、この4万トンの佐世保市の取水については、要するに紙面の都合で載せてないというふうな、実に小学生的なものではないかというふうに思わざるを得ませんが、しかし基本的には佐世保の水量を山道橋に取水してそれを取るっていうことで、現在の岩立の私たちがグラウンドゴルフをしているあそこが私はずっと30年ぐらい前からあそこが佐世保に送水するための貯水場だというふうに聞いておったんですけども、そのことについては全く触れてないっていうふうに思いますがどうなっておるのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 山道橋地点で取水、いわゆる山道堰で取水をするという計画になっているようであります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 山道橋で取水はするけど、あそこに一旦溜めてから佐世保に送水するのかわからないのかというのはわかっておられないんですか、川棚町としては。

議 長 町長。

町 長 はい。そういった説明は受けておりません。失礼しました。私は受けておりません。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 本来私どもが以前から聞いておったり、変更になったのかどうかっていうのを知りたいわけですが、この山道取水堰から4万トン送るというのは、今の1万5,000トンから2万トン送ってますよね、あそここの場から直接送るといことであるならば、今までの計画は変更になったというふうに私は理解するんですが、この話はいつ長崎県から情報として聞いたんですか。

議 長 町長。

町 長 今答弁した内容につきましては、今回炭谷議員から質問がありましたので、県に問い合わせ、答弁をした次第であります。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 ということならば、以前からはあそこが集水場になるっていうふうなことは町はわかっていなかったということは今はっきり言えるわけですね。確認です。

議 長 町長。

町 長 はい。山道堰で取水するという、これは理解をしておりました。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 くどいようですがあと一言。集水場といいますか、一旦1日4万トンを放流した後で、あそこに貯水場といいますか、そういったことになるというふうに私はずっと30年ぐらい前から思ってきたんですけど、今わからないということですので、是非後日確認をしていただければというふうにお願いして、次に進まさせていただきますと思います。

3番目と4番目とちょっと混合した形で質問をいたすわけですが、つまり石木川の基本流量の設定の仕方と、山道橋堰の設定の仕方は違うという

ことのようにすけども、つまり、流れている全体の何パーセントぐらいを河川維持用水また自然流水として大村湾に流すのかというのは非常に気になるところであって、私も非常に大村湾の汚染が今でも進んでいるような状況で、その中で大村湾としては一番大きな川棚川からの流量の水の問題が、かなり減っていくんじゃないかというふうに思うところがありまして聞くわけですが、ここら辺の水量がはっきりしてないと海に流す基本的な自然水量というのは止められないというふうにダムでもあっているということは私も聞いております。そこら辺がきちっとしてないと、漁民の方あるいは大村湾の環境、そういった問題に非常な影響を与えるんじゃないかというふうな心配がありますので、ぜひそこら辺はきちっと公表できるようなところで、ホームページとか何とか載っておるんでしょうか。質問します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。再度お答えしますが、川棚川については、ダム完成後には山道橋地点において、川棚町上水道で日量2,500トン、佐世保市上水道で日量5万5,000トンの水利権を満たす、いわゆる水利流量と、それから取水後の維持流量、これにつきましては、1月から3月は毎秒0.09トン、4月から12月は毎秒0.12トンの流量を石木ダムから補給することによって確保すると、このようになっております。したがって、この毎秒0.09トンと、4月から12月までの毎秒0.12トンの流量が大村湾に流れると、このように私は理解をいたしております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** そこで1つ町長に伺いたいわけですが、この私のはっきり言ってこのこういうふうな量を計算しないと出てこないわけですが、この川棚の海へ流れるとに対して、これも最近知ったんでしょうか。それと要するに、川棚からの流水量が確実に減るってことは間違いないわけですよ。そういった面についての環境面の配慮っていうのはどのように捉えておられるのか。2つお願いしたいんですけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。川棚川、あるいは石木川の環境面については、この正常流量の中の維持流量というのが、このようにして確保されますので、それは法的に多分認められた数量であるというふうに理解をしておりますので、

そういった、最低でも大村湾には0.09トン、4月から12月までには0.12トン放流がされるというふうに理解をいたしております。

**議 長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** この水量が川棚町は、町長はこの水量で大村湾の環境に対しての問題については触れませんでしたけども、その考え方をお願いしたいと思います。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。申し訳ありませんが、環境学者じゃありませんのでわかりません。ただ、こうして一旦雨が降ったら一遍に流れてしまう、そしてまた渇水が続けば全く流れないというような状況が続く中で、ダムができることによってこうして維持流量が確保されるということになりますので、一定そういった環境にも配慮された計画にはなっているのではないかと、このように理解をいたしております。以上でございます。

**議 長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 2項目の川さらえの問題について、要するに3期工事目まではやるけども、そのあと私が言ったその下流と山道橋下の、今でいえば1期工事より上流の方、その点についてのそこは残すというような受け取り方をするんですが、その対象の時期についてはどういうふうな見解を持っておられますか。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** 今行われてます県の河川改修工事につきましてはですね、現在2期工事が、江川橋の少し上流までですね、実施をされております。令和3年度以降に江川橋の上流及び下流、川棚大橋より少し上までをですね、実施するという事までは県の方から説明を受けておりますが、今回の質問にですね、先ほどのように山道橋付近のことまでお尋ねがなかったもので、そこについてはですね、県の方には訪ねておりませんので、私の方では把握をしておりません。以上です。

**議 長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 思っただけなんですけども載せてなかったということで返事はもらえないようですので次回に残したいと思いますが、実は1月から2月の初め頃にかけて平島の方とお会いをいたしまして、以前川棚港の、川棚川

の河口がどうであったのかというのをちょっとあちこち聞いて回りまして、川棚川では現在の川棚橋ですね、一番最下流の下流の方に、まだ昭和30年から40年ぐらいまでは大きな船が入っていて、平島の方はご存知だと思いますけども、あそこに製材所がありまして、あそこに非常に大きな船が、あの川の中で旋回をしながら左岸の方に着けて材木を上げ下ろしして、そういった中でというように、非常に当時とすれば深かったというふうな話を聞いておりますし、最近私も行ってみるわけですけども、以前、川丁さんがあられたところですけども、あそこはどうかしたらもう床面が出てるように、かなり浅くなっている状況があるわけですね。その中で先ほど言った河川の1期工事、2期工事、3期工事、真ん中だけ取っても、もっと下流の方がさらえていないと流量の障害が出る。せっかく中流を河床を下げたのに、下の方が流れなければ海に流れ込んでいく、また海面と潜り込んでいくようなことが少なくなって来れば、せっかくの川さらえをした成果が出ないといえますか、非常に薄くなるんじゃないかというように考えておりますし、もともと川棚川っていうのは、昔からもっと深かったというように言われる方ばかりなんですよね。そういったところで、あそこは港湾課の担当になるんじゃないかというふうに推測はいたしますけども、やはりこのことはある意味で川棚の町の方から発信をして、きちっと川棚川の管理は結局県にあるわけですけども、そこに住んでる人たちの地域の意見として、きちっと川さらえをやっていくというふうなことを考えていかなければならないというふうに思いますけども、その点町長について意見をお伺いできればというふうに思います。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。通告にありませんでしたので、特に答える準備はしておりませんが、確かに以前はそういったことで大きな船も入ってきたようがあります。しかし現在はそういった大型の船が入ってきておりませんので、結果的には支障がないということでこれまで町としても県に要望する等とかはしてなかったと思うんですけど、議員も言われましたように、これは港湾区域でありますので、港湾課の管轄で河川課とは違いますから、今後またお尋ねになれば港湾課にお尋ねをして、またその考え方をお伝えをしたいとこのように思います。また炭谷議員自らも港湾課にお尋ねをされても、県は対

応するのではないかとこのように思います。以上でございます。

**議 長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 先ほど町長の答弁の中で、100年に1回、100分の1の水害についてはぜひダムがいるっていうふうなことであるというふうに申されましたけども、先ほど例に例えました球磨川の件につきまして、この点には非常に見解を誤解をされているようなことがありますので、私は一言申し付けておきたいと思いますが、球磨川については、非常に人吉市内の堆砂量が多かったと、また下流域についてもダムに対しての河床の堆砂度が多かったから排水ができなかったというふうな学者の声もありますし、一番事故があった福祉施設のところは、とっくにあそこは流れていたのに、堆砂が多かったというふうな見解が最近出てきております。そういったことがありますので、なるだけならダムがないようなことをしていかないと駄目だということは、地元の人が球磨川の流域に住む人たちは一番言っておりますし、あれを完璧に排水口にしてしまったら川じゃないと、我々は川と生きていくんだというふうなことが地元の河川の流域の人たちにあるというふうなことも聞いておりますし、私もそう思っております。

**議 長** 時間が来ましたので、炭谷議員の一般質問を終了いたします。

(16:35)

**議 長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(16:36)

(…休 憩…)

(16:45)

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 次に、初手安幸議員。

**4 番 初 手** 4番、初手安幸であります。通告文にしたがいまして、2件質問をいたします。

1問目は「第6次総合計画について」であります。

総合計画は、地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置付けられる計画で、まちの総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちづくり



の将来像を描くものとして位置付けられると、そして、住民と行政が目標を共有し、全ての住民がまちづくりに参画し、協力を推進していくための共通ビジョンとなるものであるというふうにされております。本町のこの事業は、現在「第5次川棚町総合計画」が令和2年度で計画期間が終わることから、令和3年度から10年間の計画期間とする、「第6次川棚町総合計画」を策定するために、令和元年度から着手されたものであります。

私は、昨年令和2年3月議会において、その進捗状況や内容について質問をいたしました。その折に、令和2年度には、町内団体のヒアリングの実施、ワーキングチームの設置、審議会の設置、関係機関の協議を行い、9月までに総合計画の素案を策定し、その後パブリックコメントを実施して、12月中に総合計画案の最終確認を行い、議会への説明を経て3月までに策定するとのことでありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による諸々の影響で、計画どおりに進めることが困難となり、令和2年度中の策定はできないと判断をされ、策定を1年間延期され、現在の「第5次川棚町総合計画」の計画期間を令和3年度までとすることになったと理解をいたしております。

新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に拡大をして1年以上が経過し、その間、住民においては、外出の自粛など諸々の感染症対策により、日常生活にいろんな支障や影響が出てきたことで、まちづくりに対する視点、意識あるいは行政へのニーズの変化が生じてきたのではないかと思います。一部においてワクチンの接種が始まっていますが、コロナのはいまだ見通せない状況にあると言えます。今後、コロナ禍の中での計画策定では、今まで調査、分析した内容の見直しや、意見集約、協議のあり方等の変更が生じて策定に影響が出てくるのではないかと心配をするものであります。

まちの総合的かつ計画的な行政運営の指針である総合計画は、社会状況を踏まえ、町民の意見を取り入れた内容でなければならないと考えますので、新年度を迎えるに当たり、改めて今日までの経過と今後の取り組みについて尋ねるものであります。そこで、以下7点について質問をいたします。

1点目、「第5次総合計画の延期による見直しや手続きは」であります。実質的には1年間延長されるわけでありまして。総合計画あるいは後期基本計画の内容の変更は発生しないのか。また、期間の変更手続きは行わない

のかお尋ねをいたします。

次に2点目、「今日までの作業内容と変更や再調査等の作業は」ですが、令和元年には、子どもたち、町民、各種団体アンケートの調査や基礎調査は終了したとのことでありますが、コロナ禍の中で生活体系や環境など大きく変わってきており、変更や再調査等の作業は発生しないのかをお尋ねします。

3点目、「コロナ禍の中で策定に向けた課題は」ですが、4月から調査結果を踏まえ、具体的な施策の協議に入られると思います。審議会や委員会及び委託業者など、直接協議をする機会が増えてくることが想定をされますが、作業を進めるに当たっての課題及び対策をどのように捉えられておられるのかお尋ねをいたします。

4点目、「今後の予定」ですが、現時点での今後の予定についてお尋ねをいたします。

5点目、「審議会委員の公募や若い世代の登用の考えは」、前回質問の折、答弁で、今回の総合計画には若者の意見を多く反映したいと考えておりますので、今後検討していきたい旨のご答弁がっております。どのようにご検討をされたのかお尋ねをいたします。

6点目、「こども向け用のダイジェスト版の作成は」ですが、これも同じく前回は、「子供たちが関心を持てるような説明資料の作成を」との質問に対しまして、「わかりやすいものを作る」と、また、小学校の教材との関連を考えれば、「他所のまちの事例等も調査をしながら研究したい」との答弁でございました。どのようにご検討をされたのかお尋ねをいたします。

7点目、「計画の中にコロナ対応を踏まえた施策の協議は」ですが、新型コロナウイルス感染に関しては、今後が見通せない状況であり、今後の対応について論ずることは大変難しいことであるというふうには思いますが、総合計画策定を延期したことにより、1年以上コロナ禍の中での生活を強いられてきて、今までにない経験をしてきたわけでありまして。今後10年を捉えるとき、この計画の中にも現状の課題、あるいは取組、対応について、コロナ後も想定して、これからのまちづくりに対する何らかの施策を述べていくことが必要ではないかと思っておりますが、そのような協議の機会を設け

る考えはないのかお尋ねをいたします。以上で1問目を終わります。

次に2問目ですが、「大崎自然公園内のサイクリングロード・遊歩道の復旧について」質問をいたします。

昨年、9月の台風9号、10号により、大崎半島を一周するサイクリングロードの海岸線の一部が強風高波により破損、陥没して現在通行止めになっております。併せて、遊歩道の一部、複数か所ですけれども、にも破損か所が見られます。遊歩道につきましては9月の台風ではないものもあるというふうには思っております。現在、2月末ですけれども、サイクリングロードは、流木、土砂の撤去や路面の一部改修、補修が観光協会によって行われているようでありまして、破損か所の片側通行が何とかできる状況になりつつあるようではあります。安全面では十分ではないというふうに思われます。最近では、一般キャンプ場並びにオートキャンプ場は、アウトドアブームの中、新型コロナウイルス感染症の関連もあり、大崎半島の自然や景観に魅了された個人あるいは家族連れの利用者が増加をいたしております。令和元年と令和2年の利用状況を見ても、8月から12月の間ではひと月で150人以上、あるいは300人以上というふうな利用状況もあっているようでありまして、同時にサイクリングロード、遊歩道はウォーキングコースとして気軽に利用をされておまして、町民の方々の健康づくりや、キャンプ利用者の増加にも貢献をしているというふうに言えます。また、大崎半島の中でも、くじゃく荘、しおさいの湯、キャンプ場、海水浴場、くじゃく園、半島を一周するサイクリングロードと遊歩道は、一体的な施設であります。観光協会においては今後のウィズコロナ、あるいはアフターコロナを想定して、利用者増の施策の検討が求められるために、これからシーズンを迎えるに当たり、通行止めの状態が続くことはイメージダウンにつながらないか危惧をしております。このような背景の中、観光協会による維持、あるいは修繕、改修工事が必要ではあります。改修工事には多額の予算が必要になると思われまして、大崎半島は、昭和41年の1月に大村湾県立自然公園の指定を受けております。その後県の補助を受けながら現在の各種施設ができてきたというふうにご捉えております。また、サイクリングロード、遊歩道は、大村湾県立自然公園の中にあり、遊歩道が昭和50年の4月に完成、サイクリングロードは昭和58年の4月に完成をしているというふうにご捉えております。

このように、自然公園の指定を受けてからいわば半世紀となる公園のいろんな施設になりますけども、今日までの経過を踏まえて、当然、県の協力を受けるなど、町としてどのように今後対応されるのかお尋ねをいたします。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員のご質問にお答えします。

まず、「第6次総合計画について」のご質問にお答えいたします。

この計画につきましては、今年度中に策定をする予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で川棚町総合計画審議会が開催できないことや、総合計画策定を支援するコンサルタントも移動自粛や自宅待機でのテレワークとなっており、事態の収束状況を見極めた上で総合計画を策定することが望ましいと考え、策定期間を1年間延長をしたところであります。また、総合計画の空白期間をなくすため、現行の第5次川棚町総合計画の計画期間を1年間延長し令和3年度までとしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

そこで①の「第5次総合計画の延期による見直しや手続きは」とのご質問であります。基本的に現行の内容につきましてはそのままといたしまして、計画期間の延長と、それから36項目の重点目標のうち、一部の最終目標数値を修正をしたところあります。また、計画の変更の手続きにつきましては、本来であれば川棚町総合計画審議会に諮問したうえで議会にも報告し、ご理解をいただき計画の変更となりますが、今回は基本的に現行内容の変更はないことから、軽微な変更として取り扱わせていただき、審議会は開催せずに、議会への報告をもって変更とさせていただいたところあります。

次の②の「今日までの作業内容と変更や再調査等は」とのご質問であります。これまで基礎調査と住民との意識調査、高校生ワークショップ、団体アンケートまで完了しております。この部分につきましては再調査等を行う考えはありません。

次の③の「コロナ禍の中での策定に向けた課題は」とのご質問ですが、コロナ禍の影響で策定を1年延長することとなりましたが、令和3年度末には確実に策定しなければならないと、このように考えております。その

ため今後の作業をスケジュールどおり進めるためには、コロナ禍の中でワーキングチーム会議や審議会会議などを確実に進めていけるかが大きな課題であります。

次の④の「今後の予定は」とのご質問であります。新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらになります。今後の最初の作業として、トップインタビューを実施をし、9月末までに総合計画の素案を策定、パブリックコメントなどを行った上で、12月中に総合計画の案の最終確認をいたしまして、令和4年1月中には議会へご説明をしたいとこのように考えております。

次の⑤の「審議会委員の公募や若い世代の登用の考えは」とのご質問につきましては、川棚町総合計画は本町のまちづくりの基本を示すものでありますので、審議会委員にはまちづくりに関わる各種団体に委員を選任していただいた方がよいのではないかとこのように考えております。したがって、公募による委員の選任は今のところ考えておりません。また、議員がおっしゃるとおり、これからのまちづくりには若い世代の意見が重要でありますので、各団体への委員の選任依頼の際には、若い人を選任していただくようお願いをしたいと考えております。

⑥の「こども向け用のダイジェスト版の作成は」とのご質問につきましては、コンサルタントとの現契約中にこども向け用のダイジェスト版作成費が含まれておりませんので、新たに漫画にしたものや言葉遣いなどをこども向けにイラストを加えたダイジェスト版の作成が可能かどうか打診をいたしたところ、作成できるという回答を得ております。そこで、このようなダイジェスト版を策定した場合の、その活用方法が一番課題でありまして、教育委員会とも協議・検討をしているところであります。

⑦の「計画の中にコロナ対応を踏まえた施策の協議は」とのご質問につきましては、健康面からの保健対策としての施策は考えられますが、緊急的な経済対策等はそのときの状況、国・県の判断により刻々と変化いたしますので、施策として挙げることは非常に難しいものとこのように考えております。努力をしたいと思っております。

2点目の「大崎自然公園内のサイクリングロード・遊歩道の復旧について」のご質問にお答えいたします。

昨年9月に発生した台風第9号、第10号が立て続けに本県に襲来し、大

変厳しい対応を迫られたところでもあります。川棚町におきましては、特に海岸線において、川棚西部漁港三越防波堤が被災を受けるなど、近年まれに見る大型の台風であったように思われます。この台風により、大崎自然公園内の施設でありますサイクリングロードが被災を受けており、現在は安全対策のため通行止めとしている状況であります。このサイクリングロードにつきましては、施設の管理運営が町に移管される前に、県が事業主体となり整備され、昭和58年4月に供用開始となっております。その後、平成7年度には、塩害により転落防止柵が腐食したため、町単独予算で取替工事を実施をいたしております。また、平成18年には、台風第13号の影響により転落防止柵や路盤が被災いたしましたので、そのときも町単独予算において復旧をしてきたところでもあります。

しかし、今回被災したサイクリングロードの被災額を算定いたしましたところ、およそ1億円弱程度となり、多額の財源が必要となることから、その対応に苦慮しているところでもあります。

大崎公園の管理運営等につきましては、昭和60年2月27日に長崎県環境部長と川棚町長との間で、大村湾県立公園大崎半島国民休養地に係る覚書が締結されておりますが、その第3条に「移管財産の維持補修、修繕に要する費用は乙（川棚町）が負担し、改築等大規模修繕費については別途甲乙協議するものとする。」と、このように記載をされておりますので、現在、県の県北振興局の担当課との協議を行っているところでもあります。これにつきましては、今後本課との協議となっていくものと思われませんが、町といたしましては財政上非常に厳しい状況でありますので、何とか県営事業によって復旧できないか、今後県に相談をしていきたいとこのように考えております。

また、遊歩道につきましては、県が事業主体となって整備され、昭和50年4月に大崎半島を一周する遊歩道として供用開始をしております。その後、平成3年から6年度の4年間で、大崎半島保安林区域を中心に県の事業主体において、長崎県の生活環境保全林整備事業により、大崎半島南側の車道、遊歩道等の整備が実施をされております。平成7年度には、前年度に開通した遊歩道を大崎半島一周できるサイクリングロードとして利用するために、自転車道が通行できるよう階段工の改修及び路面舗装等を町単独事業と

して実施をいたしております。

今回、議員ご指摘の遊歩道につきましては、保安林区域に指定されていることから、令和2年3月に「環境保全緊急整備事業施工願い」を県に提出し、それが採択をされており、令和2年度の事業として、事業が実施される予定になっておったところであります。しかし県においては、7月の豪雨及び9月の台風の影響等による災害対応に追われ、次年度の令和3年度に実施をしたいとの連絡を受けているところであります。県に対しまして、早期着工・早期完成に向けて、要望して参りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。それでは再質問をさせていただきます。まず総合計画の関係であります、1点目、延期による見直しの手続き等についてでありますけれども、一部軽微な見直しということであるようでございますが、軽微なんですけど、どういったところの一部見直しがあるのか、お知らせいただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい、初手議員のご質問にお答えいたします。3月1日の全員協議会の折には軽微な変更がございますということで、実際の数字までは報告しなかったわけなんです、その数値について報告させていただきたいと思っております。令和元年度末の実績によりまして、5項目について目標を達成しているという状況でございます、全部で36項目ございますので、31項目が未達成、そして5項目が達成という状況でございます。そのうちまず1点目、病児・病後児保育実施箇所数、これが1か所という目標に対して1か所設置されているということで、こちらにつきましてはもう十分充足しているということで見直しをしないという考えでございます。そして公共下水道汚水処理整備率、こちらが87パーセントということの目標に対しまして、95パーセントという状況でございます、目標値の方を96パーセントというふうに目標値を高めたいというふうに考えております。それから耕作放棄地面積につきましては、最終目標値が20ヘクタールという目標でございましたが、こちらが10.8ヘクタールという状況でございます。ですので、目標値としましてはまだ若干、1年延長でございますが、見込みがあ

るということで10ヘクタールという目標値にしたということでございます。そして年間のホームページアクセス件数、こちらの方が目標値が20万件という目標値でございましたが、令和元年度末の状況で28万件アクセスがっているということでございましたので、状況を見ながら30万件を目標という変更を行ったところでございます。そして最後に水道有収率でございしますが、こちらが88パーセント目標となっておりますが、こちらの方が90パーセントという実績でございます。そこで、目標値としては90パーセント以上という目標にしたということでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。1番の見直しの内容につきましては理解をいたしました。

2問目のですね、今日までの作業内容と変更の再調査等につきましては、もう特段見直しはないというふうなことであったかと思えます。町内各種団体とのですね、ヒアリングっていうか、それはあるんですかね。もうされてるんですか、これからなんですかね。ちょっとその件についてお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。団体とのヒアリングにつきましては、やはりコロナ禍ということでヒアリングをすることができませんでした。ですので、アンケート調査という形でですね、各団体にアンケートを送りまして回収するという形で実施したところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** 小学生、中学生、高校生と、あるいは基礎調査についてはですね、当然1つのパターンがあるというふうに思うんですが、この団体とのヒアリングについては、先ほど登壇で申しましたけども、状況の変化があるんじゃないかと、そういった面ではですね、どうなのか。できるものであればもう1回されるのも必要ではなかろうかというふうには思っておりますけども、まあ時間的な面、あるいは事務的な面、それこそコンサルとの関係もあるんですけども、私としては1年間延びて環境が変わったと、コロナ禍の中ということもありますので、その辺にちょっと懸念を持ちますけどもいか



がでありましょうか。

**議**            **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。団体のヒアリングにつきましては、今回審議会を作るに当たりまして、11名の審議員を想定しているところでございます。この中のメンバーとしましては、11名全て団体の代表者ということになっておりますので、その中でですね、お話等をお伺いしたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議**            **長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。メンバーにおられるということであれば直接お聞きになることが一番ベターであろうかと思っておりますので、そういうところで捉えさせていただきますと思います。

次に3番目でありますけども、コロナ禍の中での策定へ向けた課題ということで、実際に会議等を進めていく、あるいはコンサルとの協議とかっていうのが、直接的な中での話が出てくるというふうに思うんですけども、実質的にコロナがどう変わっていくかわかりませんが、審議会とかそういったものについては直接的にできないようなケースがあればリモート会議とか、そういったものも想定をされるということになるのでありましょうか。

**議**            **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 具体的にはまだ検討しておりませんがそこまでは、でも実質的にはやはり大人数が集まるということになりますので、リモートの会議も想定しなければならないというふうに考えているところでございます。また、コロナ禍での策定ということになりますので、一応12月末までに総合計画の素案を作りたいと考えているところなんですけれども、なるべく前倒しですね、進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議**            **長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。コロナの関係でどのように制限が加わってくるかわかりませんが、安全策を見ながらもできればやはり直接的に話すということが基本ではなかろうかというふうにも思っております。

次に4番の今後の予定でありますけども、町長の方から一部説明がございました。この前、議会運営委員会で資料配布をいただいておりますけども、

トップインタビューから以下がこれからの作業というふうになっていくんだと思いますけども、ほとんど前年の流れと、当初の計画と同じかなというふうに思っておりますけども、特段実質的に長引くとか、スタートがずれたとかってというのがございますかね。ちょっと私もそこまで確認しておりませんが、何か課長の方からもう少し今後の予定について述べるべきところがあるかもしれません。もしあればお伝えいただきたいと思っておりますけども。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** スケジュールにつきましては、ほぼ昨年ご説明しました内容と同じ内容となっております。ですが先ほども申しましたとおりコロナ禍での策定ということになりますので、こちらに書いてあるタイムスケジュールより少しでも早く進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** 次の5番目のですね、審議会委員の公募や若い世代の登用につきましては答弁がございました。当然各種団体にご依頼をされますので、直接指名というのは無理かと思っておりますけども、是非若い方の登用をお願いをしていただきたいというふうに思っております。公募につきましては、こういう時代でもありますし、なかなか厳しい面があるのかなというふうに思ったりしております。本来であれば枠はあった方がいいと思っておりますけども、仕方ないのかなというふうには思ったりしております。

次に6番目のこども向け用のダイジェスト版につきましては、コンサルとの協議が可能であるというふうなこともあります。で、前回も申しましたように、こどもたちに対する活用の仕方というのは、今回特にアンケートも実施されておりますので、実際にアンケートを出したこどもたちがその内容を見るというのは、大変有意義なことではなかろうかと、実際にこれから協議をされるということでもありますので、この取り組みにつきましては期待をさせていただきたいというふうに思います。

それから、コロナを踏まえた施策の協議ということにつきましては、私もこれからどうコロナがなっていくかというのはわかりませんので、具体的にどうこうというところまで述べることはできません。ただ、これを取り上げたのはやはり、コロナの今回の約1年の経験というのは非常に貴重ではな

かったかと、これからもそういう経験が出てくると思うんですけど、是非この流れで今までと違う視点の中でのいろんな施策の捉え方というのは、議論の場をぜひ持っていただきたいというふうに思います。議論をして表現的にどう捉えるかっていうのは当然審議会とか、あるいはワーキング、委員会の中での協議になると思いますけども、その辺についての捉え方はぜひお願いしたいというふうに思いますけども、改めて事務方として課長としてはその辺はどんなでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 今初手議員が言われたとおり、今回のコロナの関係で、考え方、それから将来への展望、そういうものも変わってきているのだろうというふうに思っているところでございます。ワーキングチーム、そして審議会の中で、多分このコロナに関しまして話題は持ちあがるだろうと思っております。そういうことはですね、そういう会議の中でですね、協議をしていこうというふうに考えておりますが、町長の答弁でされたとおり、なかなかコロナの施策というのは難しいと思います。健康面からの施策というのは取りやすいと思うんですけども、なかなか経済対策等につきましてはその場その場で大きくいろいろ状況は変わってくるというふうなことでですね、なかなかやっぱり施策としてはなかなか難しいと思いますが、ワーキングチームや審議会の中ではですね、そこら辺もお話の方はしてみたいと考えているところでございます。以上でございます。

**議 長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。念を押し過ぎたようでございますけども、なかなかなかなかで、なかなか難しい面があると思うんですけども、町長の答弁でも形としては難しいと、しかし努力をしたいというご答弁でありますので、せっかくの貴重な経験をですね、生かしていただければというふうに思います。総合計画につきましては、何回も言いますけども、コロナ禍の中での作成というのは非常に難しい面もあるかもしれませんが、ぜひこれからのまちづくりの基本でございますので、積極的にいろんなご意見をいただきながら、策定に向けて進めていただきたいと思います。

次に、サイクリングロードと遊歩道の関係でありますけども、実質的には県の方にもご要望を出されているというふうなことであります。覚書の件を

ちょっとさっきお話をいただいたと思うんですけども、もうちょっと詳しく、ちょっと聞き取れない面もありましたので、覚書の関係について再度ご説明をいただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、覚書について再度答弁をいたします。これは当初は大崎自然公園はほとんどが県の方で整備をされたわけですが、一定整備が済んだ中で、県の方から町に施設の運営管理が移管をされたところでもあります。その際に昭和60年の2月27日ではありますが、長崎県環境部長と川棚町長との間で、大村湾県立公園大崎半島国民休養地に係る覚書が締結をされておりますが、その第3条に、移管財産の維持補修、修繕に要する費用は、いわゆる乙（川棚町）が負担をすること、改築等の大規模修繕費については、甲乙協議するものとする、このように記載をされております。当初被災を受けたときには、災害でございますので町の方で対応しなければというふうに担当課としては思っておりまして、しかし財源がかなりいるなど、しかも用地海岸でもありませんし、港湾区域でもありませんし、いわゆる自然海岸でありますので、災害復旧対策事業費で対応することができません。全て町単独の経費となりますので、そういったところから対応が少し遅れております。そういった中で、こういった協定書があることを確認をいたしまして、今県の方と協議をしていこうというふうな方針で進めております。先ほど県北振興局と言いましたけど、所管は県央振興局であります。はい。県央振興局とは少し協議をしておりますが、こういった大きな事業になりますと、やっぱり本課が対応しなければできませんので、今後県央振興局を通じて、県の本課の担当課と協議を進めていければというふうに思っております。この今回の台風の被害が改築等大規模修繕に当たるかどうか、こういったところで、先ほど言いましたように1億円弱の復旧費がかかりますので、これについてはぜひ県の方で何とかしてもらいたいということで今後お願いをしていきたいとこのように**議**に考えて**長**り**初**手**議**員上でございます。

**4 番 初 手** はい。覚書につきましては詳しくありがとうございます。この覚書があるというのは、町にとっては非常に有利というか、よかったなというふうには思ったりしておりますけども、サイクリングロードについては

大規模改修、大規模というふうな捉え方に、かなりなるのかなというふうに思ったりしておりますし、過去に町単独での負担というのがあっておりますので、その辺の判断がどうなるのかというのがちょっと気にはなりますけども、実際に大規模でありますので、何とか対応を強くお願いをしていただきたいというふうに思いますけども、大崎半島のですね、この棲み分け、遊歩道につきましては農林の関係で対応をとということになりますけども、あと自体は、こういうサイクリングロードとかってというのは県央の分で対応するという、そういう棲み分けっていうのが明確になっとるわけですかね。遊歩道の柵と、サイクリングロードの柵というのは、その辺はどういう状況になりますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。大崎自然公園のですね、基本的な県の管理といたしますと、県庁の自然環境課というところが大体担当部署になっております。ただ、保安林の関係につきましては、県央振興局の森林土木課というところが工事あたりの担当を行っているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。それでは結論的になるんですけども、キャンプの利用者は、先ほど申しましたようにかなり増えております。背景的には、いろいろな背景があるようでありますけども、これからそのシーズンを迎えるということでもあります。県の補助がどれくらい付いてくれるのか、なかなかわからないところではありますけども、せめて片側通行ができるような状況とか、安全性が確保される範囲での工事というものが早急に求められるのではないかとこのように思っております。あそこの通行止めを長くそのままにしておくっていうのは非常にイメージ的にもよくないかと思っておりますけど、その辺の見通しについてはどうなんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。今回の災害に係る箇所は復旧につきましては、以前県が事業主体として設置をした施設であります。したがって、町が実施主体となって県から補助を受けて施工するということじゃなくして、県に事業主体となって復旧をしてもらおうかという、そういった姿勢で今後県にお願いしていきたいと、このように考えております。そういった状

況でありますので、直ちに県に対応していただくということは非常に難しいんじゃないかとかのように考えておりますが、シーズン等々もすぐそこに控えておりますので、何とか早く方向性を示すように努力をしていきたいと思っております。なお、観光協会といたしましても、積極的に維持管理はしていただいておりますので、そういったことについても大変苦勞されておりますので、観光協会の知恵をいただきながら、今後県との協議の場に臨んでいきたいと、このように考えております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。金額を聞いてびっくりしたんですけども、大変な金額なので、はよせろ、はよせろともなかなか言えないというふうには思っておりますが、観光協会自体もですね、コロナのあとを見据えながら恐らくいろんな施策をですね、今から出されていくと、まあ行政の方もキャンピングカーの話も出ておりますので、ぜひこれから大崎半島が多くの方に利用いただけるような形、準備っていうのはしていただきたいというふうに願っております。厳しい財政の中ではありますけども、観光は町の目玉でもありますので、更なるご尽力をお願いをしまして質問を終わりたいと思っております。以上です。

( 1 7 : 3 3 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 通告者の質問が終了いたしましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立をお願いいたします。お疲れ様でした。

( 1 7 : 3 4 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 炭谷猛

会議録署名議員 水谷末義